第２部　災害予防・減災

第１章　災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して被害の軽減を図るためには，各防災事業を推進し，被害を未然に防止するとともに，被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では，このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１節　土砂災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

第１　土砂災害の防止対策

１　急傾斜地崩壊防止対策

（１）危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア　斜面崩壊の危険性のある箇所について実態調査を行って現況を把握し，今後の対策等について検討する。

イ　危険性の高い箇所については県の指定を受け防止対策が実施されるよう，地元との調整を図る。

（２）点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い，災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

（３）宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発に際しては，宅地造成及び特定盛土等規制法，建築基準法，都市計画法，基本法及び土地利用対策要綱等により，災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

２　地すべり防止対策

（１）地すべり面対策等の促進

地すべりを起こしている区域（以下「地すべり区域」という。）又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し，若しくは誘発し，又はそのおそれの極めて大きい地域について，県の指定を受け，防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

（２）警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量，地下水位の変動量，地盤の変動量又は研究機関の成果等を参考として避難指示等の基準を検討し，警戒・避難体制の整備を行う。

３　土砂災害防止対策

土砂災害から住民の生命を守るため，土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知，警戒避難体制の整備，住宅等の新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

（１）土砂災害警戒区域の指定

区域の指定は，以下の手順により県が行う。

（区域指定の流れ）

県は，土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質，土地の利用状況などについて基礎調査を行い，その結果を市長に通知するとともに公表し，市長の意見を聴いたうえで区域の指定を行う。

市は，土砂災害防止法第８条に基づき，奄美市地域防災計画において区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め，情報伝達，警戒避難体制の整備及び警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

（２）土砂災害特別警戒区域の指定

区域の指定は，以下の手順により県が行う。

（区域指定の流れ）

県は，土砂災害により建築物に損傷が生じ，住民に著しい危害が生じるおそれがある区域において住民の安全を確保する取組を行うため，地形や地質，土地の利用状況などについて基礎調査を行い，市長の意見を聴いたうえで区域の指定を行う。

特別警戒区域内では住宅宅地分譲や老人ホーム，病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか，建築基準法による建築物の構造規制，土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し，知事は移転等の勧告が可能となる。

（３）危険渓流の実態調査及び県指定の促進

ア　危険渓流について実態調査及びパトロールを実施し，現状把握に努める。

イ　危険性の高い未指定渓流については，県の指定を受け，防止対策が実施されるよう要請する。

（４）砂防事業の推進

ア　県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに，砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ　土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し，災害予防に努める。

（５）警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量や研究機関の成果等から協議・設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として避難の雨量基準を検討し，警戒・避難体制の整備を行う。

４　山地災害防止対策

（１）危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し，その実態を十分に把握するとともに，必要に応じて山地災害を防止するための適切な対策を講じる。

（２）治山事業の推進

ア　崩壊及び土砂流出等を防止するため，森林整備事業の推進に努める。

イ　復旧治山・予防治山について関係機関に協力を要請し，土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。

ウ　保安林整備の充実を図るとともに，地域住民の協力を得て，その拡大に努める。

５　建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

県及び本市は，建築基準法に基づく災害危険区域内における建築制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域又は津波，高潮，出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では，住家等の建築を制限するとともに，がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進するため，がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

６　主要交通途絶予想箇所

道路管理者は，落石，崩土，河川の氾濫，浸水又は高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し，定期的に防災パトロールを実施し，実態の把握に努める。また，緊急度の高い箇所から，順次，防災工事を実施する。

７　その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について掌握し，地域住民へ周知するとともに，法令指定区域に準じて危険箇所ごとに巡視及び警戒避難体制等の災害予防に必要な措置を定めておく。

８　災害危険箇所等の調査結果の周知

（１）災害危険箇所の点検体制の確立

市は，県大島支庁，消防機関及び警察等の関係防災機関等の協力のもとに災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては，当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うよう努める。

住民は，住民自身による災害危険箇所の把握に努め，日頃から地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し，危険箇所を把握するとともに，新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは，速やかに市（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

（２）災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア　市は，災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう，国・県等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため，市は，その他の災害危険予想箇所についても掌握し，住民に周知する。

イ　地震等による斜面崩壊危険度等の県の想定結果を利用するとともに，市独自に新たに把握すべき土石流，がけ崩れ又は地すべり等の危険性について調査し，結果を積極的に住民へ周知する。

（３）災害危険箇所に係る避難場所等の防災情報の周知・徹底

市は，災害危険箇所に係る避難場所，避難所，避難路及び避難方法を，次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所，避難場所，避難所，避難路及び避難方法を奄美市地域防災計画に明示する。

イ　災害危険箇所の他，避難場所，避難所，避難路及び消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布する。

ウ　広報誌，ポスターやパンフレット等により，また，自主防災組織や地域自治会等の総会等のあらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

９　災害発生時の緊急調査体制

（１）実態調査を行う要員を確保し，その早急な動員を要請する。

（２）土砂災害の危険性のある斜面や渓流等の実態調査を行って現況を把握する。

（３）危険性の高い箇所については，県及び関係機関に要請する。

（４）災害の危険性について住民に周知するとともに，情報の収集及び伝達体制を整備し，避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

10　災害危険箇所の警戒避難体制の整備

土砂災害のおそれのある区域について，危険箇所の周知，土砂災害への警戒避難体制の確立等を県と連携して推進する。

（１）災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は，常日頃から危険箇所の状態について監視し，災害の発生する危険性がある場合には早めに避難できるよう心がける。

なお，気象予報・警報等が出された場合には，災害危険箇所のある地区の住民に対し，速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

（２）避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれのある危険箇所の所在する地区を避難対象地区として指定し，地区ごとに避難所，避難路及び避難方法を定めた避難計画を作成するよう努める。

また，必要により，地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱することができる。

（３）避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に，下記の内容の避難計画を作成する。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数，人口並びに要配慮者及び福祉施設等の状況把握に努める。

イ　住民への情報伝達方法の整備

市防災無線のほか，有線放送，広報車又は消防団員等による戸別広報等の伝達方法について，効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　避難場所，避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに，構造や立地条件等の安全性と利便性に十分配慮し，災害後，被災者を一時的に滞在させるための公共施設等を指定避難所として指定する。避難路について，途中にがけ崩れや浸水，高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また，指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ　避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等，避難する際の誘導員を定め，特に地域の独居老人等の要配慮者については，誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ　避難指示等の基準の設定

過去の降雨状況，土砂崩れなどの災害状況，土砂災害発生予測情報システムによる危険指標（レベル１，２，３）又は防災点検の結果などを基に，土砂災害警戒情報が発表された場合には，住民の避難行動が開始される基準を定めるよう努める。

（４）住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の住民の自主的避難について，広報紙をはじめ，あらゆる機会を通じて指導するとともに，雨量等の情報をできる限り住民に提供するよう努めるものとする。

避難対象地区内の住民避難は，隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで早めに行うよう努める。

このため，市及び各防災関係機関は協力して積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（５）避難訓練の実施

市及び各防災関係機関の長は，地区内の自主防災組織等とも十分連携を取りつつ，適宜，斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進

【名　　瀬：土木課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・地域総務課】

近年は，これまでの台風や梅雨期の豪雨に加えて異常気象による局所的な豪雨に伴い，災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。また，河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり，流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために，計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに，水防体制の確立及び災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め，住民への広報啓発活動等のソフト面の対策の確立を目指す。

第１　河川災害の防止対策

１　河川の改修計画，整備計画

（１）過去の災害や河川施設の老朽化等を考慮して計画的な河川改修を推進する。

（２）森林保全事業等により山地部の保水能力を高め，急激かつ大量の出水を防止する。

（３）橋脚の塵芥の排除及び補修並びに橋台及び石積の洗堀箇所の補強等，河川管理の充実を積極的に促進する。

（４）災害発生を未然に防止し，又は被害の拡大を防止するため，浸水・溢水その他災害の発生するおそれがある区域についてその実態の把握に努める。

（５）河川の総合開発事業

ア　飲料水，農業用水，工業用水等の貯留確保及び治水対策事業の推進を検討する。

イ　農地・農業施設の洪水による被害を防止するため，砂防・治山・治水等の関係事業の促進に努める。

２　河川等重要水防箇所等危険予想区域の把握，周知

河川管理者において把握している河川等重要水防箇所及び重要水防箇所以外の危険予想区域に基づいて住民への危険箇所の周知に努めるとともに，河川災害の危険性等を必要に応じ，地域の住民に周知する。

また，洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について，過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点，その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに，これを把握したときは，当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

（１）河川の形状及び地盤高に応じた浸水危険性の把握

（２）避難路上の障害物等の把握

（３）指定避難場所等の配置状況・堅牢度等の把握

（４）危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

市内各河川の洪水危険地域は，次のとおりである。

河川名	危険地域			予想される危険	予想される被害程度	備考
	地名	左右岸別	延長			
新川	名瀬石橋町 名瀬伊津部町	左岸	500	溢水	家屋　300戸	２級河川
永田川	名瀬末広町 名瀬港町	両岸	800	〃	家屋　300戸	
屋仁川	名瀬金久町 名瀬柳町	〃	700	〃	家屋　150戸	
小俣川	名瀬小俣町	〃	200	〃	家屋　60戸	
矢之脇川	名瀬矢之脇町	〃	250	〃	家屋　70戸	
井根川	名瀬幸町 名瀬井根町 名瀬入舟町	〃	600	〃	家屋　300戸	
三儀山川	名瀬小宿	〃	1,800	〃	病院２　家屋20戸	
小宿大川	名瀬小宿	〃	1,800	〃	家屋　150戸	２級河川 学校１
有屋川	名瀬有屋町	右岸	1,000	〃	家屋　40戸	２級河川 病院１
坂元川	名瀬知名瀬	両岸	300	〃	家屋　40戸	
知名瀬川	名瀬知名瀬	〃	1,500	〃	家屋　70戸	２級河川
役勝川	住用町役勝	右岸	2,250	決壊浸水	家屋　89戸	２級河川 学校１
住用川	住用町西仲間・石原	両岸	1,000	〃	家屋　131戸	２級河川
山間川	住用町山間	〃	300	〃	家屋　142戸	２級河川
川内川	住用町東仲間・摺勝・川内	〃	1,000	〃	家屋　40戸	２級河川
金久田川	住用町城	右岸	200	〃	家屋　65戸	２級河川
大川	住用町市	〃	500	〃	家屋　51戸	
幸田川	住用町市	〃	200	〃	家屋　17戸	
喜瀬川	笠利町喜瀬	両岸	200	溢水	家屋　57戸	

３　重要水防箇所等の巡視等

水防管理者は，異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき，又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には重要水防箇所等の堤防の巡視を行うとともに，当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防に必要な事項については同計画に定めるところによる。

４　浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者は，浸水想定区域（当該区域に隣接し，又は近接する区域を含み河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地等の区域であって，浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定する。

５　地域の取組方針の推進

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため，水防法第 15 条の９又は第 15 条の 10 に基づき組織された「大規模氾濫減災協議会」の構成員は「地域の取組方針」として取りまとめられた内容についての取組を推進する。

第２　高潮災害等の防止対策

１　海岸保全施設の整備

（１）災害の特徴

高潮の発生原因は台風や低気圧等の通過に伴う海面の吸い寄せ効果と吹き寄せ効果によるものである。高潮による危険性は，地盤高の低い河口や急深なＶ・Ｕ字形の入江等の地域で高く，さらに台風が満潮時と重なると被害が拡大すると想定される。

（２）災害予防計画

ア　平常時から海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを行い，漏水や破損箇所の発見及び応急対策工の計画的な検討に努める。

イ　中規模の高潮の浸入を完全に防止するような防波堤等の補強及び整備を検討する。

ウ　台風の通過に満潮が重なると予測されるときには，海岸線の道路や危険が予想される地区の住民等に対して適切な情報を伝達し，通行の規制や避難等の措置を講じる。

エ　住民に対しては日頃から広報・啓発活動を行い，高潮災害に対する知識を普及し，高潮発生時に心理的・集団的なパニック防止に努める。また，災害時に適切な行動が取れるよう住民意識の向上に努める。

オ　高潮災害に必要な資機材を水防倉庫等に設置する。

（３）高潮による洪水危険箇所

番号	河川名	地区名	流域面積（ｋ㎡）	備考
1	大井川	笠利町笠利	1.350	支川は含まない
2	城前田川	”　　”	0.457	
3	笠利里川	”　　”	0.161	
4	辺留川	”　　辺留	0.590	
5	第２辺留川	”　　”	0.328	
6	須野川	”　　須野	2.300	
7	須野里川	”　　”	0.617	
8	安良川	”　　用	1.223	

第３節　防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：都市整備課・土木課・建築住宅課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

災害を予防するには，個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に，土地利用の規制，土地区画整理又は都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じ，防災対策を進めていく必要がある。

第１　防災的土地利用の推進

１　土地区画整理事業の推進

（１）土地区画整理事業の実施状況

既成市街地においては，昭和 30 年の大火により防災と都市機能の充実を図るために土地区画整理事業を昭和 50 年代まで実施し，整備後約 40 年以上が経過している。現在老朽化した木造密集地もあり，地震・災害時の倒壊・出火による被害が予想される。

本市における土地区画整理事業の現状は，以下のとおり。

土地区画整理事業の現状（令和７年４月１日現在）

区　　分	地　区　数	面　　積
公共団体施行	10　地区	243.6 ha
組合・個人施行	1　地区	4.3 ha
合　　計	11　地区	247.9 ha

（２）土地区画整理事業の実施方策

既成市街地においては，老朽化した木造住宅密集地等の防災上危険な箇所の解消を図るために小規模な土地区画整理事業等を推進するとともに，都市再生整備事業を併用した医療・福祉，行政及び避難等の機能を有する防災拠点施設の整備等を行い，安全な市街地の形成を図る。

２　新規開発に伴う指導・誘導

（１）新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市は，新規開発等の事業に際して，以下の各種法令等に基づいて防災の観点から総合的な調整・指導を行い，特に低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては，防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア　建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域については建築を制限し，災害防止に努める。

イ　危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため,危険住宅の移転促進を図る。

ウ　立地適正化計画との連携

市街地の整備については，奄美市立地適正化計画に基づき，居住や都市機能の誘導，公共交通の活性化等を図るほか，近年の頻発・激甚化する自然災害に対しても，防災・減災の具体的な取組を行う。

第２　建築物の不燃化の推進

１　防火，準防火地域の拡大

建築物が密集し,大規模な災害に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物等の建築を促進する。特に商業地域及び近隣商業地域については，防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し，都市の不燃化の促進を図る。

このため，本市においては，引き続き防火地域及び準防火地域の指定の拡大に努める。

準防火地域指定の現況

都市計画区域名	都 市 名	準防火地域面積
名瀬	奄美市	2.1 ha

（令和７年４月１日現在）

２　消防活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業，土地区画整理事業及び市街地再開発事業・道路改良事業等により道路・空地を確保・拡充し，老朽木造住宅密集市街地及び消防活動困難地域の解消に努める。

消防活動困難地域は概ね次のとおりである。

	町　名　地　番	地　域　の　俗　称	棟 数
1	名瀬矢之脇町　13，14，15，16	矢之脇川上流地域	57
2	名瀬柳町　17，18，19，20，21	腰又：屋仁川上流西山裾	87
	22，23	〃　：屋仁川上流地域	115
3	名瀬井根町　18	高千穂神社隣接	65
	24，26	井根川上流地域	103
4	名瀬永田町　15	支庁裏おがみ山山裾一帯	29
	20	墓地手前カトリック教会横	45
5	名瀬久里町 21，23，24	久里川上流山裾	85
6	名瀬古田町　1	奄美高校元女子寮奥方	28
	18，19	西平酒造本家の道向い山裾	77

	町 名 地 番	地 域 の 俗 称	棟 数
7	名瀬真名津町 11	真名津市営住宅奥	44
	19	南ヶ丘団地（県病院上方山裾）	9
8	名瀬平田町 29，30	自動車学校手前	70
9	名瀬春日町 3	春日保育園奥方	33
	21	春日市営住宅奥方	38
10	名瀬小俣町 3	奄美情報処理専門学校	22
	4，13，14	小俣中央通り奥方	105
11	名瀬安勝町 6	大島高校女子寮奥方	20
	15	〃 男子寮上方	12
12	名瀬小浜町 11，12，13	伊津部小奥と西側	65
	15	〃 東側	27
13	名瀬佐大熊町 10，11	のぞみ園上方	49
計	13 町	22 地域	1,185

３　延焼遮断帯等の整備

道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により，火災の延焼防止を図り，安全な防災都市の創出を誘導する。

４　消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らして消防力施設等の充足状況を勘案するとともに，予想される災害火災に対応できるよう，各種事業により市街地における耐震性貯水槽等の消防水利の整備を推進する。

５　その他の災害火災防止事業

災害時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において，消防活動路等の確保について検討しておく。また，都市公園や防災拠点施設の整備を進め，災害火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第３　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

１　道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

（１）道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は，住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに，災害時において人員，物資の緊急輸送及び避難路等の役割を発揮するほか，特に災害・火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため，道路管理者は，災害に強い道路網の整備を計画的に推進し，避難路，緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに，都市内道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

（２）道路防災総点検における危険路線

名 瀬 地 区　　**平成 31 年１月現在**

番号	路 線 名	路線延長　(m)
1	大浜線	1,099.52
2	小浜 24 号線	1,313.40
3	山田線	4,204.16
4	塩浜・朝仁線	2,979.01
5	山羊島線	837.05
6	朝仁・浜里線	769.43
7	浜里・小宿線	1,281.53
8	小宿・知名瀬線	2,893.73
9	赤崎１号線	1,598.33
10	奄美中央線	13,512.15
11	見立線	5,584.47
12	鳩浜線	7,850.49
13	長浜 35 号線	431.24
14	塩浜 13 号線	546.93
15	三儀山線	1,512.51
16	伊津部勝名瀬勝小湊線	2,672.27
17	崎原・田雲線	2,280.25
18	崎原線	9,566.51
19	小俣・平田線	2,572.64
20	倍俣線	7,024.58
21	名瀬勝・ボレ松線	5,520.56
22	平田７号線	515.21
23	本茶線	4,226.60
24	平田・朝戸線	5,574.80
25	朝戸・和瀬線	4,620.80
合計	25 路線	90,988.17

住 用 地 区

番号	路 線 名	路線延長　(m)
1	山間・市線	5,395.15
2	東城１号線	1,277.50
3	神屋１号線	1,412.00
4	石原線	1,366.40

5	和瀬４号線	1,298.20
6	和瀬・城線	3,683.17
7	三太郎線	11,775.00
合計	7 路線	26,207.42

笠 利 地 区

番号	路 線 名	路線延長 (m)
1	手花部・打田原線	5,134.50
2	川上・笠利線	3,722.00
3	用岬線	1,955.00
4	佐仁・用岬線	4,682.70
5	アヤマル２号線	441.00
合計	5 路線	15,935.20

（３）公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園等を計画的に配置･整備し,必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを確保し,避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については，砂防事業，地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等と連携し，土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

本市における公園・緑地等の整備状況は，以下のとおり。

公園・緑地等の整備状況（令和７年４月１日現在）

箇 所 数	面 積 (ha)
45	54.71

２ 共同溝等の整備

日常生活の根幹をなす電線・水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に食い止めるため，これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

３ 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として，避難地又は災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

第４　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

１　擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は，設計時に災害時の安全性を考慮しているが，道路防災総点検等を行い，その結果に基づいて必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については，建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

２　ブロック塀等の安全化

これまでパンフレットの配付等や年２回の建築物防災週間において，建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕・補強等の改修について指導しており，引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕・補強等の改修指導を実施する。

３　窓ガラス等落下物の安全化

これまでに実施している定期報告制度や年２回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス・外壁タイル等の補修指導を継続するとともに，窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については特にその指導に努める。

４　屋外広告物に対する規制

県は，掲出許可基準において構造及び設置方法は倒壊又は落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであることと定め，一定規模以上の広告物については一定の資格，技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

また，建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について，その基準の遵守・徹底を図るとともに，災害時の倒壊又は落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については，特に設置者に対する点検・指導に努める。

５　自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に併せて，災害時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては，道路上の違法設置の撤去をはじめ，基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第４節　建築物災害の防災対策の推進

【関係機関：各関係機関】

【名　　瀬：企画調整課・財政課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住　　用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・地域教育課・地域総務課】

大雨・火災等による災害では，浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため，建築物の構造耐火上の安全性を確保することにより，建築物災害の防災対策を推進する。

第１　公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

１　公共施設等の安全性の確保

庁舎，消防・警察等の施設，学校，公民館及び医療機関の施設は，災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか，学校又は公民館などは避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため，これらの施設等の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

また，大規模災害においては，防災拠点施設等の被災により行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため，新たに防災拠点施設等の機能強化対策として，行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第２　一般建築物の安全性の確保

１　防災指導等による不燃化及び安全化の促進

一般建築物の不燃化及び安全化等の促進の指導に努める。

（１）一般建築物に対する防災指導

ア　建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は，建築確認審査及び完了検査を通して，建築物や敷地等が安全となるよう建築基準法等に基づき指導を行う。

イ　建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに，住居の用に供する建築物の建築を制限し，災害を未然に防止する。

ウ　危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ　保安上危険な建築物に対する指導

保安上，危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上，有害である建築物に対して適正な指導を行う。

オ　違反建築物の取締り

不法建築・無届建築等を摘発し，県と連携し，適正な指導を行う。

カ　防災性の高い市街地の整備

(ｱ)　地域・地区の指定のない都市に対する地域・地区制の促進を図る。

(ｲ)　土地区画整理又は道路位置指定等の指導により宅地の計画的な環境整備を図る。

(ｳ)　建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

（２）既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く老朽化の進んだ既存建築物については安全性が確保されていないものが見込まれることから，老朽化した建築物の改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも関係するため，風水害等の危険性の高い区域については，特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対して移転促進のための啓発を行う。

（３）融資制度等の活用による不燃・耐震化促進

ア　住宅金融支援機構の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅（会社用住宅）等への融資制度を活用し，耐火建築物の建設を促進する。

イ　特定賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用し，民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

２　住民等への意識啓発

住民に対し，以下の意識啓発を実施する。

（１）建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について講習会等を実施することにより，不燃化等の必要性を啓発する。

（２）一般に対する指導啓発内容

ア　がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

イ　コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

３　特殊建築物等の安全性の確保

（１）特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院，映画館，旅館・ホテル又は物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため，建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度により，建築物の維持・保全の状況等について所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせ，その結果の報告を求める。また，必要な場合は県と連携して現地調査を実施し，適正な指導を行い，災害を未然に防止する。

（２）特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記の特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については，「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において，消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに，年間を通じてパトロールを行い，建築物の安全性を確保するため積極的な指導を推進する。

また，橋梁については，大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため，耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第５節　公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：九州電力・ガス会社・ＮＴＴ西日本】

【名　　瀬：水道課・下水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

上・下水道，電力，ガス及び通信等のライフライン施設並びに道路・橋梁，港湾・漁港，河川，砂防施設及び空港等の公共施設等は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難及び救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたすほか，避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため，市，県及びライフライン事業者は，ライフライン施設や廃棄物処理施設について風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，適確な維持管理に努めるなど，災害が発生したときも被害を最小限に止め，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散又は代替施設の整備等による代替性の確保などの施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については，大規模災害時の稼働により電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第１　上水道施設の災害防止

１　災害に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため，災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，特に今後の施設更新時を捉えて耐震化を推進するとともに，引き続き以下の対策により災害に強い上水道施設の整備を推進する。

（１）水源，管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

（２）老朽水道施設，配水管，管路施設の点検・補修の推進

（３）水道施設の耐震化・停電対策の推進

（４）広域的なバックアップ体制の推進

２　復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材，被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

３　業務継続性の確保

（１）業務継続性の確保

市及び防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るよう努める。

（２）業務継続計画

特に，市及び防災関係機関は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，業務継続計画の策定等にあたっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第２　下水道施設の災害防止

１　災害に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道施設については，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，災害に強い下水道施設の整備を推進する。

（１）管路施設等の耐震化の推進

（２）老朽化した施設及び管路施設等の点検・補修の推進

（３）広域的なバックアップ体制の推進

（４）下水道施設の耐震化・停電対策の推進

２　集中監視システムの活用

浄化センターや処理場，ポンプ場の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

３　業務継続性の確保

前出の上水道施設と同じく業務継続性の確保を図り，業務継続計画を策定する。

第３　電力施設の災害防止

１　電力設備の災害予防措置

（１）整備計画

台風等の災害時に電力施設の災害を防止し，また発生した被害を早期に復旧するため，災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

（２）防災体制

九州電力株式会社では変電，送電設備及び配電設備や通信設備の防災について，保安規程及び災害等対策規程等に基づき，次のような予防対策を行っている。

ア　防災組織の確立

イ　情報連絡及び動員体制の確立

ウ　応急対策用資機材の備蓄

エ　関係設備の点検及び防護措置の実施

オ　災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進

カ　災害時における通信回線の確保，強化

キ　需要者に対する災害予防のための点検，広報活動の推進

ク　外電力会社との相互応援体制の確立，強化

第４　ガス施設の災害防止【ガス供給会社】

１　ガス施設の災害防止措置

（１）整備計画

ガス施設において災害発生を未然に防止することはもちろん，災害発生時は被害を最小化するとともに，ガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図るため，今後整備するガスの製造・供給に係る設備の整備，体制及び運用について総合的な災害防止対策を講じる。

（２）防災体制

ア　体制の整備

災害発生時においては二次災害の防止，供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

イ　対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い，二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ　支援体制

被害の程度によって応援隊の派遣要請，需要に対する代替エネルギーの確保等に努める。

２　ガス供給世帯への啓発

ガス供給世帯に対し，あらゆる機会を捉えて，ガスの正しい使用法及びガス漏れの際の注意事項をＰＲするとともに，特に火災等の災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

第５　通信施設の災害防止【ＮＴＴ西日本(株)】

１　電気通信設備等の防災体制

西日本電信電話株式会社は，災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し，重要通信を疎通させるよう，次の各項の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

（１）平素から設備自体を物理的に強固にし，災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。

（２）電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう，信頼性の向上を図る。

（３）災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。

（４）災害を受けた通信設備をできる限り早く復旧する。

（５）災害復旧及び被災地における情報流通について，お客様，国，県，地方自治体，ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

２　放送施設の災害防止措置

（１）放送施設等の防災体制

日本放送協会においては，「日本放送協会災害対策規程」に基づいて次のような災害予防対策を行っている。

ア　消耗品・資機材等の定量常備

イ　無線中継状態の把握

ウ　移動無線機等の伝搬試験

エ　仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定

オ　電力会社，警察及び国土交通省等の利用し得る通信回路の調査

カ　その他，警戒時に必要と認められる事項

第６節　農林水産業災害の防止対策の推進

【名　　瀬：農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：産業振興課・農林水産課】

農林水産業或いは農地・林地・海洋というものは，ただ単に作物を生産するだけでなく，水と緑の空間を約束するものであって，奄美市における自然の持つ役割は極めて大きい。したがって，今後とも農林水産業施設及び農林水産物等を台風・豪雨等による被害から未然に防止するため，所要の予防措置を講じる。

農林水産業施設等については農林水産業従事者により維持管理がなされ，地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては協力依頼を要請するとともに，市と住民による相互協力体制のもと計画を推進する。

第１　農林水産業災害予防計画

１　農業災害予防計画

（１）ため池整備計画

ア　巡視による異常の早期発見と報告，草刈りの励行

イ　斜樋・底樋の排水施設の点検整備

ウ　堤体の応急補強と通行規制

エ　余水吐及び下流放水路障害物の除去

オ　不用貯水の排除及び事前放流

カ　老朽ため池等整備事業の積極的活用

（２）用排水路

ア　浚渫，除草，障害物の除去及び破損箇所の修理

イ　水路中の各種ゲートの整備点検，確実な操作

ウ　湛水防除施設の整備点検，確実な操作

（３）農道

ア　側溝，暗渠，溜桝若しくは排水管等の排水施設の浚渫又は清掃

イ　農業機械の大型化に対応した農道の拡幅・整備

２　家畜災害予防計画

（１）施設等の整備

畜舎・鶏舎等施設の補強整備等を指導推進する。

（２）飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先及び調達量等を把握しておく。

３　林業災害予防計画

（１）関係機関，団体等と連携しながら森林の持つ機能の維持向上を図る。

（２）保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め，急激かつ大量の出水の防止に努める。また，森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り，森林施業を推進する。

（３）緑地の保全

市街地を取り巻く山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し，緑地として積極的な保全を図る。

（４）小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため監視体制の充実を図り，森林の保全巡視を推進していく。

４　水産業災害予防計画

（１）水産施設整備計画

ア　船舶・養殖等の水産施設は気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。

イ　漁港・堤防等の水産施設は必要に応じて点検・補強を検討する。

（２）養殖場の健全な育成，種苗の確保を検討しておく。

第２　農作物災害予防計画

１　農作物災害予防計画

（１）水稲

ア　災害常襲地帯においては災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により，災害の軽減・回復を図る。

イ　災害に対して抵抗性の強い健苗を育成する。

ウ　応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。

エ　干ばつ時においては計画的配水，灌がいと麦稈，山草，堆肥等により蒸発を防止する。また，作期の分散等により被害の発生を防止する。

オ　風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置，事後措置を講ずる。

カ　気象情報に即応した予防措置を講ずる。

キ　局所的農用水源確保のため，保安林の維持管理を図る。

（２）果樹

ア　干害対策として深耕・排水等によって根群分布を深めるとともに，土壌水分の蒸発抑制のため敷藁・敷草等を行って雑草管理を適正にし，作物との水分競争を避ける。また，灌水用の水源を確保する。

イ　風害に対して防風樹・防風垣等を設置し，果樹棚・ハウス施設等とともに，その補修又は補強を図る。

ウ　水害に対してテラス溝・排水溝等を整備し，また，敷藁・敷草等により土壌の流失を防止し，園地の損壊を予防する。

エ　凍霜害対策として適地を選ぶほか，予報や天候に注意し，被覆・燃焼法等によって防除を行う。

（３）そ菜

ア　干害対策として灌水施設を整備し，敷藁・敷草を実施する。

イ　風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。

ウ　台風に対する防風垣・防風林の整備補強を図る。

エ　倒伏防止のための支柱を補強する。

（４）花き

ア　干害対策として灌水施設を整備し，敷藁・敷草を実施する。

イ　風水害に対する温室・ビニールハウス等の補強を図る。

ウ　倒伏防止のための支柱を補強する。

エ　苗床及びハウス等に対する防風垣・防風林・防風網を整備する。

オ　水害に対しては排水溝等の整備や藁・敷草を実施する。

第３　災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため,干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

（１）気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。

（２）耐干性・耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。

（３）簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。

（４）土壌汚染・土壌流失防止等に関すること。

第４　防災思想の普及

災害が発生した場合,又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止及び住民生活の安定等を図るため，防災思想の普及に努めるものとする。

第５　防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため，次の事業を計画的に実施する。

（１）農地防災事業

洪水，土砂崩壊又は湛水等に対して農地農業用施設を防護するため，農業用排水施設の整備，老朽ため池の補強，低・湿地域における排水対策及び降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し，災害の防止を図る。

特に，豪雨等により決壊した場合に下流の人家・公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池（防災重点ため池）のうち，対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また，県及び市は，ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し，人的被害を軽減するために被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど，減災対策にも努める。

（２）農村整備事業等

農村地域の集落において災害対策上の不可欠な農道・林道，農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

（３）海岸整備事業等

海岸地域において漁港及び養殖場等の被害を軽減するため，必要な施設の整備を推進するとともに，関係機関に要請する。

第６　防災営農体制の整備

１　農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し，営農基盤を整備するとともに，農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し，防災営農体制の確立に資する。

２　農地保全施設の管理

堤防，排水機，水門及び樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について，各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し，管理の徹底に努める。

３　営農指導の実施

気象，地形及び土壌等の自然的条件を考慮し，防災上の観点に基づく耕種及び土壌保全その他の営農指導に努めるとともに，農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合，又は予想される場合は，これに対応するために必要な技術対策を検討し，県と協力して指導を行う。

第７節　防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市及び関係機関等は，関係研究機関との協力により，風水害等の防災に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

第１　地域危険度の調査研究

市は，防災アセスメントを実施することにより，地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し，地区別防災カルテや防災マップ等の作成に努める。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を備蓄・整備しておく必要がある。

本章ではこのような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第１節　防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

風水害時は，人命損傷をはじめ，家屋の倒壊，火災，がけ崩れ，高潮や浸水の発生又は道路やライフライン等の生活関連施設の損壊等，市内の広範囲にわたって被害の発生が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう，県，市及び各防災関係機関は，それぞれの計画に基づき，迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第１　応急活動実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできる限り早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは，応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

このため，市，県及び各防災関係機関は，それぞれの機関において実情に応じ，専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩で参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話などの参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し，職員の非常参集体制の整備を図る。

なお，職員が災害発生後，速やかに配備に就き，職務に従事・専念できるよう，以下の対策を推進する。

（１）防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため，平常時から応急対策等に必要な防災体制，防災施設や設備の使用を含め，事前に各種体制の確立に努める。

（２）初動体制の確立

市災害対策本部・支部や初動段階の職員参集基準，連絡手段の確保，参集手段の確保又は携帯電話等，参集途上での情報収集・伝達手段の確保等について事前に検討しておく。

（３）災害対策本部運営体制の整備

災害発生の初動期において速やかに職務に従事，専念できる体制を整えるため，次の対策を推進する。

ア　家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため，職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し，被害を最小限に止めるように努める。

イ　災害対策職員用通信手段の確保

市災害対策本部・支部との連絡体制を確立するため，携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ　災害対策本部（本庁・支所）運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部の対応行動が取れるよう，情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じて見直しを行い，職員の習熟に努める。

（４）地域の防災中枢機能等の確保・充実

災害発生後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に，平常時から防災知識の普及啓発，地域防災リーダー等の教育，訓練及び防災資機材や物資備蓄等の整備・拡充を推進する。

（５）災害対策本部・支部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう，少なくとも２～３日分の飲料水，食糧及び毛布等を備蓄する。

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整，体制の整備

１　情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は，大災害が発生した場合，迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため，平常時から以下のような防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

（１）情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

（２）勤務時間外での対応

市，県及び防災関係機関は，勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため，連絡窓口等体制の明確化に努める。

２　自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県や防災関係機関，自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて，平素から連携体制の強化を図り，予め自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに，相互の情報連絡体制の充実に努める。

第３　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

１　業務継続性の確保

市，及び防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画により業務継続性の確保を図るよう努める。

２　業務継続計画

特に，市及び防災関係機関は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，業務継続計画の策定等にあたっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第４　広域応援体制の整備

１　応援体制の整備

（１）ボランティアとの連携体制の充実

ア　医療業務，介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録及び活動拠点等の整備を促進する。

イ　災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため，奄美市社会福祉協議会等と連携して災害時のボランティアの在り方及び活動の支援・調整等について研修会等を行い，ボランティアコーディネーターの養成に努める。

２　市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに，近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。また，県外の市町村とも予め大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し，日頃から情報交換や連絡調整に努める。

３　緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については，県の要請により緊急消防援助隊を派遣する。

第２節　通信･広報体制の整備

【名　　瀬：企画調整課・財政課・福祉政策課・デジタル戦略課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域総務課】

風水害が発生した場合，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び各防災関係機関は，災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに，通信が途絶している地域で，衛星通信を活用したインターネット機器の整備，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備，通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化などの通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第１　通信施設の整備

１　防災行政無線通信施設の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機）や災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備，衛星携帯電話等を整備するなど，多種多様な通信手段で確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。

特に，戸別受信方式は，災害発生の危険性の高い，以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- 津波危険のある地区
- 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- 地すべり危険箇所のある地区
- 土石流発生危険渓流のある地区
- 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- 山地災害危険地区のある地区
- 宅地造成工事規制区域のある地区
- 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- 高齢化の進んでいる過疎地区
- 主要交通途絶予想箇所のある地区
- その他，市防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

２　通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるよう，日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（１）通信機器の操作の習熟

機器を取り扱う職員及び住民は，日頃からの訓練等を通して通信機器の操作の習熟に努める。

（２）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い，性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお，通信機器に障害が生じた場合は，速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

（３）長時間対応が可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては停電復旧作業に時間を要することから，非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに，長時間対応が可能な設備の整備に努める。

３　通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実に行うため，防災行政無線の整備をはじめ，多様な通信手段による複数の通信回線を確保し，通信回線のバックアップ体制を整備する。

第２　災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については，一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており，輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

（１）災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。

（２）災害時優先電話の機能周知及び設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

第３　各種防災情報システムの整備

１　防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し，各種防災情報システムの整備，充実に努める。

（１）災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し，市災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。

（２）災害情報データベースの整備

全庁体制で被災者支援システムを活用し，次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。

ア　安否情報（死亡者の氏名・住所，避難状況等）

イ　り災情報（建物被災程度等）

ウ　生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給，仮設住宅の入居，倒壊家屋の処理等）

２　防災情報システムの整備

（１）防災情報通信施設としては，県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し，その運用を行っている。

（２）気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を活用し，庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。

（３）災害に強い通信網を構築し，県，市及び消防組合間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

３　独立電源施設の確保

（１）庁舎内の独立電源

庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保としてディーゼル発電機を常備している。（名瀬総合支所：100ＫＶＡ，住用総合支所：110ＫＶＡ，笠利総合支所 105ＫＶＡ）

（２）民間電源設備等の利用

停電に備えて，ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

（３）災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから，長時間対応型の設備の確保を検討する。併せて，津波による浸水への対策を講じるため，上層階への設置を検討する。

（４）避難所における電源設備等の確保

避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

第４　広報体制の整備

１　多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ（地域コミュニティＦＭ放送含む。）等の様々なメディアを活用し，地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

２　広報・広聴体制の確立

（１）住民への広報・広聴体制

災害時に被害状況や避難，生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し，住民からの要望・相談に対応する。

（２）報道機関への連絡体制

ア　市災害対策本部での広報の窓口を総務対策部企画調整班として一本化し，各報道機関に対応する。

イ　報道機関への情報提供については，原則としてインターネット・Ｌアラート（災害情報共有システム）上で行い，電話問合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合はファックス等を利用する。

（３）市公式ＨＰ・ＳＮＳ等ソーシャルメディアや緊急速報メールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも，市公式ＨＰやＳＮＳ等のソーシャルメディア，緊急速報メールといった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

（４）手話通訳者のリストアップ

聴覚障害者に対して的確に広報を行えるよう市内の手話通訳者をリストアップし，災害時の協力について事前に要請しておく。

（５）外国語通訳

外国人に対して的確に広報を行えるよう，県及び県国際交流協会が運営する災害時多言語支援センターの活用を促進する。

（６）地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから，市内の難視聴地域への環境整備を推進する。

３　情報の収集整備計画

（１）情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等，体制の確立に努める。

また，夜間又は休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア　災害情報通信ネットワークの整備・拡充

イ　災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

（2）情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し，迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また，情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

第５　孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な災害等による道路及び海上交通並びに通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については，連絡手段の確保又は情報連絡員の配置などにより未然防止を図るとともに，万が一孤立した場合には，被災状況の早期把握及び応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

１　孤立化のおそれのある集落においては，集落の代表者（区長，班長又は消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また，自主防災組織を育成・強化し，集落内の防災力の向上に努める。

２　集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電及びＮＴＴなどの防災関係機関がある場合は，それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。

３　アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。

４　一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として衛星携帯電話の整備を推進するとともに，集落の代表者（区長，班長又は消防団員等）だけでなく，集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。

５　集落への道路交通が途絶した際の緊急搬送手段として，海上交通を活用するために漁協との協定を締結したが，孤立化に備えてヘリコプター等が離着陸可能である場所を確保する。

６　孤立した集落において，夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため，非常用発電機を備蓄する。

第３節　気象観測体制の整備，観測資料の活用

【関係機関：名瀬測候所・九州地方整備局・鹿児島県】

【名　　瀬：総務課】

風水害による被害を未然に防止し，又は軽減するため，雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため，観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに，これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第１　気象観測体制の整備

１　気象庁における気象業務体制の整備

気象庁は，気象庁気象業務計画に基づき，台風・豪雨，高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備，充実を図る。

（１）観測施設の整備

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため，雨量計や水位計，潮位観測施設などを適切に整備・配置し，関係行政機関，県・市町村等と協力して観測体制の整備に努める。

（２）関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において，気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう，過去の災害及び気象関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

２　主要関係機関における気象観測体制の整備

県，市及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については年々充実してきているため，現有施設の十分な活用を行うとともに，雨量計や河川等の水位計の更なる整備拡充を図る。

第２　気象情報自動伝達システムの活用

市は，県の設置する気象情報自動伝達システムの活用により得られた気象情報を所在公官署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

第３　河川砂防情報システムの活用と土砂災害警戒情報の発表

県の設置する河川砂防情報システムの活用により，雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル１，２，３等土砂災害に関する情報を電話，ファックス又はインターネット等により受信し，住民に対し情報提供するものとする。

また，県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報については，インターネット防災情報提供システムにより，土砂災害判定メッシュ情報が 10 分毎に配信されるため活用の促進を図る。

第４節　消防体制の整備

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・教育委員会】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課】

【笠　　利：いきいき健康課・地域教育課】

災害の発生に際して消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう，消防活動の組織，方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため，消防組合等のほか，消防団，地域住民及び事業所による消防活動体制並びに消防用水利，装備及び資器材等の整備を推進する。

第１　消防活動体制の整備

１　消防活動体制の整備・強化

（１）消防組織の整備

消防組織は常備消防（消防本部，消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており，その整備状況は以下のとおりである。

消防組織の整備状況

常　備　消　防					非　常　備　消　防			
消防組合	消防本部	消防署	分署，他	消防職員	消防団	方面隊	分　団	消防団員
1	1	1	8	159	1	4	16	382

（令和７年４月１日現在）

（２）消防組織の充実・強化

整備された装備・資器材を十分に活用し，より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員において教育・訓練を実施することにより，消防活動体制の整備・強化を図る。

（３）消防団の育成・強化

ア　消防団の育成・強化の必要性

消防団は，常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出・救助及び消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら，近年の消防団は，団員数の減少や高齢化等の問題を抱えており，その育成・強化を図ることが必要となっている。

イ　消防団の育成・強化策の推進

以下のとおり消防団の育成・強化に努め，地域社会の防災体制の強化を図る。

(ｱ)　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は地域社会にとって有用であることから，これらを地域社会に広め，地域住民の消防団活動に対する理解を促進し，消防団活動への参加・協力，更には入団への環境づくりを進める。

(ｲ)　消防団への参加促進

消防団への入団者が減少傾向にあることから，事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への入団を促進する。

また，消防団員の資質向上を図るため，教育・訓練の充実を図る。

２　地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導体制の整備・強化

（１） 一般住宅に対する出火防止の指導

火気使用設備等の本体若しくは燃料容器の転倒防止又は周囲からの転倒・落下に対する安全措置及び災害発生時における火気使用設備等からの出火防止対策を図る。

（２）地域住民の初期消火体制の確立と防災訓練の実施

地域住民による自主防災組織の育成・強化を図り，災害発生時における初期消火等についての知識・技術の普及に努めるとともに，定期的な防災訓練を行う。

（３）地域住民の安全避難対策と災害弱者の避難対策

地域における第一避難場所・最終避難場所を明示し，高齢者等の災害弱者の実態を把握しておくとともに，地域における避難体制を整備し，速やかに避難できるよう努める。

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

（１）事業所に対する出火防止の指導

日常の火気管理や消防用設備等の維持管理と日常・定期点検を遵守させ，取扱方法の徹底について指導する。

（２）事業所の初期消火体制の整備

火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し，消火器等を使って消火するため，消火器等の準備と万一の出火に備えた初期消火対策を講じておく。なお，消火が困難な場合は避難を優先する。

（３） 事業所の避難体制の整備と防災訓練の実施

災害発生時における消防計画に基づいて安全で速やかに避難誘導できることと，児童，患者及び高齢者等の要配慮者を収容している学校，病院及び老人ホーム等については，特に地域住民と日頃から連携を図り，より安全で適切な避難ができるよう定期的な防災訓練を行う。

第２　消防用水利，装備，資器材の整備

１　消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

（１）消防水利の整備状況

消防水利の状況は，以下のとおり。

消防水利状況　　令和７年４月１日現在

区分	公設	私設	計
消火栓	455	6	461
防火水槽	141	0	141
その他	28	－	28
小　　計	624	6	630

（２）消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等，水利の多様化を基本に次の方策により水利を整備する。

ア　消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ　畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと，畑地かんがい用の貯水池又は給水栓を消火用水として活用する。

２　消防用装備・資器材の整備（装備，車両等）

（１）消防機械保有状況

消防組合及び消防団における消防機械保有状況は，以下のとおり。

消防機械保有状況　　令和７年４月１日現在

区　　分	消防組合・署・所現有	消防団現有	計
消防ポンプ車	2	8	10
水槽付消防ポンプ車	5	3	8
はしご車	2		2
救助工作車	1		1
小型動力ポンプ		1	1
小型動力ポンプ付積載車	1	43	44
化学消防車	1		1
救急車	13		13
その他の消防車両	13	2	15

（２）消防用装備・資器材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

３　通信手段・運用体制の整備（消防組合・国）

（１）消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段としては，各消防組合において消防無線設備及び専用電話回線が整備され，緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

消防通信体制の整備状況　　**令和７年４月１日現在**

設備等区分 ＼ 消防本部名	消防救急業務用無線局					119番受付回線	高機能消防指令センターⅡ型
	卓上型固定局	基地局	移動局				
			車載	携帯	可搬		
大島地区消防組合消防本部	8	6	49	55	1	6	一式

（２）消防通信手段の整備方策

ア　通信手段（消防救急無線等）の整備

消防・救急無線については，計画的に無線設備の更新整備を行うほか，固定局・移動局ともに新たに増波された全国共通波（３波）の整備を促進し，大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また，災害時に強い情報通信手段として，各署所に消防救急無線を補完する形での衛星携帯電話を配置する。

消防救急無線については，計画的に無線設備の更新整備を行うほか，デジタル方式への移行の際に整備した消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を確認するための通信訓練等の実施を通じ，大規模災害における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関等との通信を確保する。

イ　通信・運用体制の整備

(ｱ)　消防組合における高機能消防指令センターの整備や通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか，消防救急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路及び気象情報等のバックアップ体制を強化する。

(ｲ)　被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

(ｳ)　住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第５節　避難体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】
【名　　瀬：福祉政策課・企画調整課・保護課・土木課・教育委員会・総務課】
【住　　用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】
【笠　　利：いきいき健康課・地域教育課・地域総務課】

風水害等の災害時には，河川出水，斜面崩壊，高潮又は波浪等のため，住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。

このため，風水害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め，関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお，避難に際しては，特に高齢者及び障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

市は，地域的な特性や過去の教訓，想定される災害等を踏まえ，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を，必要に応じて予め指定し，住民への周知徹底を図る。

なお，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

１　指定緊急避難場所

市は，都市公園，公民館又は学校等の公共的施設等を対象として，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等，又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し，想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生時に迅速に開放可能な管理体制等を有する施設を指定する。

なお，避難路についても，浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

２　指定避難所

市は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお，市は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するとともに，避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ，避難所の範囲と規模，運営方法，管理者への連絡体制及び施設の利用方法等について，事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は，マニュアルの作成又は訓練等を通じて，避難所の運営・管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際，住民等への普及にあたっては，住民等が主体的に避難所を運営できるよう努めるものとする。

No.	避難所の名称	地域	地区	対象区域
1	市営住宅生産団地集会所	名瀬	奄美	平田町
2	名瀬中学校	名瀬	奄美	平田町・真名津町
3	春日集会場	名瀬	奄美	春日町
4	小俣町集会場	名瀬	奄美	小俣町
5	奄美高校	名瀬	奄美	古田町・春日町・石橋町・久里町
6	奄美小学校	名瀬	奄美	古田町・春日町・石橋町・久里町
7	奄美市地と知の交流拠点施設 （新川ふれあい館）	名瀬	奄美	小俣町・安勝町・石橋町
8	大島高校	名瀬	奄美 伊津部	安勝町・石橋町 伊津部町
9	上佐大熊集会場	名瀬	伊津部	佐大熊町
10	伊津部小学校	名瀬	伊津部 金久	佐大熊町・小浜町・伊津部町 港町
11	AiAiひろば	名瀬	伊津部 金久	伊津部町 港町・末広町・幸町・永田町
12	名瀬総合支所	名瀬	金久	名瀬地域全域
13	名瀬小学校	名瀬	金久	井根町・幸町・永田町・末広町・港町・入舟町・金久町
14	谷村サロン	名瀬	金久	井根町
15	市民交流センター （アマホーム PLAZA）	名瀬	金久	井根町・幸町・柳町・金久町・入舟町・港町
16	保健センター	名瀬	金久	柳町
17	柳町集会場	名瀬	金久	柳町
18	大島拘置支所会議室	名瀬	金久	矢之脇町
19	金久中学校	名瀬	金久	塩浜町・矢之脇町・入舟町・港町
20	長浜町集会場	名瀬	金久	長浜町
21	奄美文化センター （奄美川商ホール）	名瀬	金久 下方	長浜町・塩浜町 朝仁新町
22	朝仁新町集会場	名瀬	下方	朝仁新町
23	朝仁児童館	名瀬	下方	朝仁・朝仁町・朝仁新町
24	名瀬運動公園（総合体育館）	名瀬	下方	名瀬地域全域
25	浜里団地集会場	名瀬	下方	浜里町
26	平松県営住宅集会場	名瀬	下方	平松町
27	小宿小学校	名瀬	下方	（小宿）里・小宿・平松町・浜里町
28	里公民館	名瀬	下方	（小宿）里
29	養護老人ホーム　なぎさ園	名瀬	下方	知名瀬
30	知名瀬保健福祉館	名瀬	下方	知名瀬
31	根瀬部老人憩いの家	名瀬	下方	根瀬部
32	芦花部地区集会場	名瀬	上方	芦花部

33	芦花部小中学校	名瀬	上方	芦花部
34	有良児童館	名瀬	上方	有良
35	あった結交流館	名瀬	上方	有良
36	大熊地区集会場	名瀬	上方	大熊町
37	鳩浜町集会場	名瀬	上方	鳩浜町・大熊
38	朝日中学校	名瀬	上方	鳩浜町・大熊・大熊町・朝日町
39	朝日町集会場	名瀬	上方	朝日町
40	旧大島工業高校(体育館・武道場)	名瀬	上方	朝日町・浦上町・浦上・有屋町・仲勝町・仲勝
41	浦上町集会場	名瀬	上方	浦上・浦上町
42	有屋町集会場	名瀬	上方	有屋町・和光町
43	仲勝町集会場	名瀬	上方	仲勝町・仲勝・和光町
44	国立療養所　奄美和光園	名瀬	上方	和光町・有屋・仲勝町・仲勝
45	崎原小中学校	名瀬	古見方	(古見方)崎原
46	名瀬勝公民館	名瀬	古見方	名瀬勝
47	小湊小学校	名瀬	古見方	小湊・名瀬勝
48	前勝地区集会場	名瀬	古見方	前勝
49	大川小中学校	名瀬	古見方	前勝・西田・西仲勝・伊津部勝・朝戸
50	西仲勝(児童館)地区集会場	名瀬	古見方	西仲勝
51	西田(公民館)地区集会場	名瀬	古見方	西田
52	伊津部勝公民館	名瀬	古見方	伊津部勝
53	奄美市名瀬農村環境改善センター	名瀬	古見方	古見方
54	朝戸公民館	名瀬	古見方	朝戸
55	住用総合支所	住用	住用	住用地域全域
56	市集会場	住用	住用	市
57	市小中学校	住用	住用	市
58	戸玉地区生活館	住用	住用	戸玉
59	山間交流施設	住用	住用	山間
60	下役勝集会場	住用	住用	下役勝
61	住用小学校	住用	住用	下役勝
62	中役勝集会場	住用	住用	中役勝
63	上役勝集会場	住用	住用	上役勝
64	石原公民館	住用	住用	石原
65	西仲間公民館	住用	住用	西仲間
66	住用公民館	住用	住用	石原
67	見里公民館	住用	住用	見里
68	奄美体験交流館	住用	住用	住用地域全域
69	東仲間公民館	住用	住用	東仲間
70	川内地区生活館	住用	住用	川内
71	特別養護老人ホーム　住用の園	住用	住用	摺勝

72	住用町高齢者コミュニティーセンター	住用	住用	摺勝
73	城へき地福祉館	住用	住用	城
74	和瀬集会場	住用	住用	和瀬
75	笠利総合支所	笠利	笠利	笠利地域全域
76	赤木名小学校	笠利	笠利	中金久・外金久・(赤木名)里
77	屋仁小学校	笠利	笠利	屋仁
78	佐仁小学校	笠利	笠利	佐仁
79	笠利中学校	笠利	笠利	笠利
80	笠利小学校	笠利	笠利	笠利
81	宇宿小学校	笠利	笠利	宇宿
82	節田小学校	笠利	笠利	節田
83	緑が丘小学校	笠利	笠利	喜瀬
84	手花部小学校	笠利	笠利	手花部
85	太陽ヶ丘体育館	笠利	笠利	笠利地域全域
86	大笠利港	笠利	笠利	笠利1区・笠利2区・笠利3区
87	里学舎	笠利	笠利	(赤木名)里
88	中金久学舎	笠利	笠利	中金久
89	外金久生活館	笠利	笠利	外金久
90	川上公民館	笠利	笠利	川上
91	屋仁地区振興センター	笠利	笠利	屋仁
92	佐仁へき地保健福祉館	笠利	笠利	佐仁1区・佐仁2区
93	用体験交流館	笠利	笠利	用
94	笠利へき地保健福祉館	笠利	笠利	笠利1区
95	大笠利文化センター(笠利2区)	笠利	笠利	笠利2区
96	金久公民館(笠利3区)	笠利	笠利	笠利3区
97	辺留公民館	笠利	笠利	辺留
98	須野生活館	笠利	笠利	須野
99	崎原公民館	笠利	笠利	(須野)崎原
100	土盛へき地保健福祉館	笠利	笠利	土盛
101	宇宿生活館	笠利	笠利	宇宿
102	城間生活館	笠利	笠利	城間
103	万屋生活館	笠利	笠利	万屋
104	和野生活館	笠利	笠利	和野
105	節田生活館	笠利	笠利	節田
106	平公民館	笠利	笠利	平
107	土浜公民館	笠利	笠利	土浜
108	用安公民館	笠利	笠利	用安
109	喜瀬1区公民館	笠利	笠利	喜瀬1区
110	喜瀬2区公民館	笠利	笠利	喜瀬2区

111	喜瀬3区公民館	笠利	笠利	喜瀬3区
112	打田原体験交流館	笠利	笠利	打田原
113	前肥田コミュニティーセンター	笠利	笠利	前肥田
114	手花部へき地保健福祉館	笠利	笠利	手花部

３　避難所の整備

市は，指定避難所となる施設については，必要に応じ，良好な生活環境を確保するために，換気・照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において，救護施設，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源又は衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調や洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また，指定避難所において長時間の停電が発生した場合，安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから，長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に，学校施設等においては，電気・水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて，備蓄倉庫，情報通信設備，貯水槽・井戸又は自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

４　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊出し用具又は毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに，避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

５　福祉避難所の設置

通常の避難所では高齢者や身体障害者等の介護に必要な設備が整っていないことから，要配慮者が安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を「福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づいて次のとおり設置する。

	避　難　場　所	住　　所
1	大島郡医師会病院	名瀬小宿字苗代田 3411 番地
2	介護老人保健施設　虹の丘	名瀬小宿字苗代田 3416 番 1
3	特別養護老人ホーム　奄美佳南園	名瀬平田町 7 番 15 号
4	障害者支援施設　愛の浜園	名瀬知名瀬 2504 番地
5	あおぞら小規模多機能事務所	名瀬幸町 20 番 17 号２階
6	介護老人保健施設　アマンデー	笠利町節田 1451 番地１
7	特別養護老人ホーム　住用の園	住用町大字摺勝 451 番地３
8	いのべ・赤木名	笠利町大字里 50 番地２
9	めぐみの園デイサービス	名瀬大字西仲勝 965 番地
10	わんわんデイサービス	名瀬永田町 4 番 15 号
11	デイサービスきずな	名瀬浜里町 49 番地

12	あおぞらデイサービス	名瀬幸町 20 番 17 号
13	むかいクリニック通所リハビリテーション	名瀬小浜町 24 番 10 号
14	ケアサービスてて	笠利町屋仁 1 番地 2

６　避難路

避難路については，避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため，統一的な基準での設定が困難であるが，基本的には幅員が比較的広く安全と考えられる道路を選定する。

第２　地域における避難態勢の整備

１　避難指示・誘導体制の整備

（１）基本方針

ア　災害に際して必要があると認めるときは，必要と認める地域の居住者等に対し，高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。），避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で，危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し，居住者等に避難行動を促すものとする。（以下，一般災害対策編において，「高齢者等避難」，「避難指示」及び「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ　市長が行う避難指示等は「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。避難指示等の実施基準は，**第３部第２章第６節（一般-3-2-35)**参照。

ウ　市長以外の避難指示権者は，関係法令に基づき，それぞれの状況に応じて避難指示等を行う。

エ　市長は，関係機関の協力を得て，管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

（２）避難指示等の実施要領

ア　避難指示等を迅速に実施するため，災害時における判断等を定めた「災害時避難指示等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは，各法律に基づいて関係機関に報告又は通知するほか，関係市町村にも通知しなければならない。

ウ　市長は，自ら避難指示等を行ったとき，又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは，知事（県危機管理課長及び県大島支庁長）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう，次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は，消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に，避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類又は危険地域ごとに避難場所への避難経路を予め指定しておき，一般への周知徹底を図る。その際，周辺の状況を検討し，風水害の場合は浸水，建物の流失又は斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

オ　市は，洪水等に対する住民の警戒避難体制として，洪水予報河川等及び水位周知下水道については，水位情報，堤防等の施設に係る情報，台風情報又は洪水警報等により，具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても，氾濫により居住者や地下空間，施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては，同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また，避難指示等の発令対象区域については細分化し過ぎると居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから，立退き避難が必要な区域を示して勧告したり，屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう，発令範囲を予め具体的に設定するとともに，必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国（国土交通省）及び県は，これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて必要な助言等を行うものとする。

２　自主避難体制の整備

（１）市は，土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について，広報誌をはじめ，あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

（２）自治会及び自主防災組織等は，安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

（３）住民は，大雨等により災害の発生する危険性を感じた場合，又は土砂崩れ等の前兆現象を発見し，自ら危険だと判断した場合等においては，隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

３　避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は，住民への周知が最も迅速かつ確実な効果的方法により実施できるよう，以下のように予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお，情報伝達にあたっては複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　同報無線等無線施設を利用した伝達

イ　予め定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ　サイレンによる伝達

エ　広報車からの呼びかけによる伝達

オ　Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む），インターネット（市公式ＨＰ，ＳＮＳ等のソーシャルメディア，鹿児島県防災ｗｅｂ），携帯電話（緊急速報メールを含む。），ワンセグ放送，有線放送，電話等の利用による伝達

（２）伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め，かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

（３）伝達方法の工夫

伝達方法において，例文の事前作成，放送前のサイレンの吹鳴など，住民に迅速・確実に伝達し，避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

第３　要配慮者の避難体制の整備

１　要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの老人，寝たきり老人，病人，身体障害者，知的障害者又は外国人等いわゆる要配慮者の避難については，以下の点に留意し，「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして，市は「避難支援プラン」を作成し，地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

（１）避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者，特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに，避難行動要支援者名簿を作成し，避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（２）地域ぐるみの避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては他人の介添えが必要であることから，避難誘導員を定め，自主防災組織等の地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておくものとする。

（３）要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては，地域の要配慮者の実態に合わせ，利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また，避難行動要支援者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者又はＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施を図る。

なお，避難所においては，高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに，避難生活の長期化が予想される場合には，これらの者が一般の避難所とは別に，マンパワー等の介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

２　要配慮者の避難体制の拡充整備

「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）及びモデルプランを参考とした「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」を住民に周知徹底し，要配慮者の避難支援体制の拡充に努める。

３　在宅避難者等の避難態勢の強化

（１）　県及び市は，在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，予め，地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（２）　県及び市は，やむを得ず，車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて，予め，地域の実情に応じ，車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等，車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際，車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第４　各種施設における避難体制の整備

１　病院・社会福祉施設等の避難体制の整備

（１）病院・社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には，寝たきりの高齢者や心身障害者，重症患者，新生児又は乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が多く，自力で避難することが困難であり，また避難先にも介護品等が必要であるなど，災害時にも特別の配慮を要することから，施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお，市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については，施設利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第15条の３，土砂災害防止法第８条の２）

ア　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう，予め施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報，土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し，施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また，社会福祉施設や病院等の管理者は，日頃から市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害に備えて消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段・方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ　設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は，洪水予報，土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また，夜間に避難を行う場合に備え，電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等の必要な物資を用意するとともに，屋内安全確保を行う場合に備え，施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は，施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動が取れるよう定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

２　不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

（１）防災設備等の整備

施設管理者は，施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから，施設そのものの安全性を高めるよう努める。また，電気・水道等の供給停止に備え，当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

（２）組織体制の整備

施設管理者は，災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，予め防災組織を整え，施設職員の任務の分担，動員計画及び緊急連絡体制等を確立しておく。

特に，夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また，施設管理者は，日頃から市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の協力体制づくりに努める。

（３）緊急連絡体制等の整備

施設管理者は，災害に備え，消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

（４）防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は，災害時において施設の職員等が適切な行動が取れるよう，定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

３　学校における児童・生徒の避難体制の整備

教育長は，管内の学校における児童・生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

（１）集団避難計画の作成

ア　管内学校の児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに，各校長に対し，学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ　避難計画は，児童・生徒の心身の発達過程を考慮し，何よりも生命の安全・健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ　災害種別及び状況等を想定し，集団避難の順序・経路等を予め定めておく。

（２）避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示等の実施要領等を予め定め，徹底しておく。

（３）避難誘導体制の強化

ア　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は，迅速かつ確実に行われるよう，予め連絡網を整備しておく。

イ　校長は，避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ　危険な校舎又は高層建築等の校舎においては，特に予め非常口等を確認するとともに，緊急時の使用ができるよう整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合，校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　児童・生徒を帰宅させる場合の基準を定め，周知しておく。

カ　児童・生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準及び連絡方法を児童・生

徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ　校長は，災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。

ク　校長は，学校行事等による校外での活動時の対応について，事前踏査により避難場所等を確認しておく。

ケ　校長は，部活動等において活動場所が学校施設外となる場合等は，避難場所及び安否確認方法等について確認しておく。

（４）避難場所の指定・確保

教育長は，奄美市地域防災計画その他を考慮し，災害種別・程度に応じた各学校の避難場所を定めておく。

第５　避難誘導及び避難所の運営体制

１　避難誘導及び避難経路の確保

（１）避難経路については，浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。また，浸水に関しては安全な建物の２階以上に避難するケースも周知しておく。

（２）学校等の避難

高等学校・中学校・小学校・幼稚園等の児童・生徒の集団避難は，学校等管理責任者が市長の指示により行う。

（３）病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者及び養護施設等の被収容者の避難は，その施設の管理者が市長の指示により行う。

（４）施設の管理者は，予め避難に必要な資材・輸送車両等の確保及び避難要領等を定めておく。

２　避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は，災害救助法が適用された場合においては，知事又は知事から委任の通知を受けた市長が行う。市長は，救助に着手したときは避難所開設の日時及び場所，箇所数及び各避難所の収容人員並びに開設期間の見込み等について直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は，市長が実施する。また，避難所を開設したときは住民等に対して周知・徹底するものとし，避難所に収容すべき者を誘導し，保護しなければならない。

また，高齢者，障害者，外国人，乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し，必要な対応を行うとともに，必要に応じて社会福祉施設等の協力も得つつ，福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお，必要があれば，予め指定された施設以外の施設についても，安全性に配慮しつつ，管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに，高齢者，障害者，乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮して，被災地域以外の地域にあるものも含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなどの多様な避難所の確保に努める。

３　避難所の運営体制の整備

避難所ごとに運営に当たる管理責任者を予め定めておくとともに，本来の施設管理者との連携のもとで運営における女性の参画を推進し，住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難

所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう，「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成 30 年５月奄美市）を参考に，避難所の管理運営体制の整備に努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また，市及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努める。

４　避難所の生活環境改善システム等の整備

市及び県は，避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに，関係機関の協力のもと，避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保，トイレ・入浴の確保等の生活環境改善対策及び迅速な情報提供手段並びにシステムの整備に努める。併せて，安否確認等の情報伝達に用いる通信機器の電源確保のために非常用発電機の整備も考慮する。

特に，学校施設等においては，電気・水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備え，通信機器や自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

５　避難所巡回パトロール体制の整備

市及び県は，被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて，被災者のニーズ把握や防犯対策のため，警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第６節　救助・救急体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

風水害等では土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため,関係機関等は生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

市は総力を挙げて救助・救急活動を行うものとするが，詳細な計画内容は消防組合が定める規程等に準じる。

第１　救助・救急体制の整備

１　関係機関等による救助・救急体制の整備

大規模災害時には，多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので，関係機関等は救助・救急体制の整備に努める。

また，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

（１）市（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア　常備消防を主体とし，救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市域で発生が予想される災害，特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え，普段から必要な資器材の所在，確保方法及び関係機関への協力要請等について十分に検討する。

ウ　救急・救護活動を効果的に実施するため，救急救命士等の救急隊員を養成するとともに，職員の教育訓練を充実する。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため，広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り，医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え,民間の搬送業者等と連携して傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　災害発生時に同時多発する救出･救助事象に対応するとともに,必要な重機を確保するため,建設業協会等の関係団体と協力協定を締結するなどの連携を図る。

（２）警察機関の救出・救助体制の相互情報連絡体制の整備

市は，警察機関や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

（３）第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）の救出・救助体制の相互情報連絡体制の整備

市は，第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

（４）消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに，救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

（５）自衛隊の救出・救助体制の整備相互情報連絡体制の整備

市は，自衛隊や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

２　救助の実施体制の構築

県及び市は，災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて，予め救助に必要な施設整備及び人員等について意見交換を行うとともに，事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど調整を行っておくものとする。

３　住民の救助・救急への協力

災害時には，広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから，住民による地域ぐるみの参加協力も必要になる。

このため，住民は日頃から市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し，救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に，人口や建物の集中している都市部では，市及び県は，住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

４　孤立化集落対策

市は，土砂崩れ等で道路交通の途絶が予想される集落については，別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき，事前に当該集落との情報伝達手段の確保，救出・救助活動に当たる防災関係機関等との相互情報連絡体制，地域住民等の救出方法等について十分に検討しておく。

また，次の事項についても考慮し，十分に検討する。

（１）相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など，相互連絡が可能な手段の整備に努める。

（２）通信機器の住民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話等の通信機器は集落全員が使用できるよう，研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

（３）救急患者などの緊急搬送手段の確保

集落等の孤立に備え，ヘリコプター等が離着陸可能なスペースや，地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する協定に基づく対応など，緊急搬送手段の確保に努める。

（４）食料・飲料水，非常用発電機等の備蓄の整備

孤立した集落においては，電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し，住民生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため，当該集落においては，各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や，避難所における備蓄物資の整備に努める。

また，停電により夜間の照明，携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから，非常用発電機の備蓄に努める。

別　記

孤立化集落対策

1　目　的

□　豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については，通信手段の確保，情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに，万が一，孤立化した場合には，防災関係機関の連携により，被災状況の早期把握や，地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

□　このため，県において，孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し，当該「マニュアル」に基づき，市及び県，防災関係機関等が一体となった取組を促進することにより，地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域，沿岸地域などの地区及び集落において，以下の要因等により，道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し，人の移動や物資の流通が困難又は不可能となる状態とする。

- 豪雨や地震等に伴う土砂災害，道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- 津波による道路構造物の損傷，流出物の堆積など
- 地震又は津波による船舶の停泊施設の被災など

※　道路交通については，四輪自動車が通行不可能となる状況

2　孤立化集落対策

1　孤立化するおそれのある集落の把握

(1) 市

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で，道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について，事前の把握に努める。

また，孤立化するおそれのある集落との通信手段について，事前の整備・確保に努める。

なお，把握にあたっては，下記の例を参考にするとともに，警察・消防・自衛隊・大島支庁（建設部・農林水産部等）等の防災関係機関からの意見も参考とする。

〔 孤立化するおそれのある集落(例) 〕

□ 道路交通の状況

○　集落につながる道路において迂回路がない。

○　集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し，交通途絶の可能性が高い。

○　集落につながる道路において，橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず，交通途絶の可能性が高い。

○　土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され，道路の交通途絶の可能性が高い。

□ 海上交通の状況

○　地震又は津波による被災状況によっては，船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。

［参考］

○　道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって，電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。

○　固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

2　孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため，県，市及び防災関係機関等は連携しながら，次のような対策に取り組む。

また，孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため，防災関係機関による連絡体制を整備し，平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市

・　孤立化するおそれのある集落においては，集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

・　集落が孤立した場合，市など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間，集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。

　このため，集落における自主防災組織等において，平常時から，緊急連絡体制の整備，避難所運営訓練や防災訓練の実施，食料や飲料水，非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう，集落内の防災力の充実・強化に取り組む。

・　集落内に学校や警察，消防等の公共的機関，通信事業者，電気事業者等の防災関係機関がある場合は，それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。

・　アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。

・　道路交通の途絶を想定し，平常時から，地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する協定に基づく対応など，緊急搬送手段の確保に努める。

・　孤立化するおそれのある集落において，救出・救助活動や，食料・医薬品などの支援物資の搬入を行うため，ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という。）を選定・確保（校庭，空き地，休耕田等の平地）し，平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市等）

・　崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などについて，孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上，計画的に取り組む。そのため，県及び市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

(3)　通信事業者

・　孤立化するおそれのある集落において，市町村等からの要請を踏まえ，固定電話を災害時優先電話として登録するとともに，避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携

帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市

- 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は，防災関係機関と連携を図り，地域住民の健康状態や，集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い，緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。
- 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合，県に対して，孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- 道路等の被災状況により，孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合，集落内での避難所の開設や，集落内で当面生活していくための飲料水・食料，非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
- また，孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には，地域住民の要望等も踏まえ，集落外の避難所の確保を図り，防災関係機関と連携の上，地域住民を避難させる。
- その他必要な対策について，防災関係機関等と連携を図りながら，迅速に実施する。

(2) 県

- 市から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて，消防や警察，自衛隊，国等と連携を図りながら，ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や，職員の派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し，必要に応じて，救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や，地域住民の健康状態等に応じて，自衛隊への災害派遣要請や，その他防災関係機関への協力要請，県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。
- 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか，アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 道路管理者（県・市）

- 道路管理者（県・市）は，国や建設業団体等と連携し，早期の道路啓開等の作業を実施するとともに，通行規制情報を適宜，提供する。
- 道路管理者（県・市）は，道路の被災状況や地域の実情等により，道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は，国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

(4) 港湾・漁港管理者（県・市）

- 港湾・漁港管理者（県・市）は，国や建設業団体等と連携し，船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに，停泊施設の応急復旧の実施に努める。

(5) 通信事業者

- 通信事業者は，被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により，通信が確保できない場合，様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
- 通信事業者は，孤立化した集落との通信手段を確保するため，自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに，避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。

・　通信事業者は，応急復旧作業が長期化するおそれのある場合，自社の保有する移動型基地局（車載型基地局，船上基地局など）を活用し，孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(6) 警　察

・　警察は，孤立化した集落における地域住民の安否確認，行方不明者の捜索，救出・救助を実施するとともに，道路管理者と連携を図りながら，集落への緊急交通路の確保を図る。

(7) 自衛隊

・　自衛隊は，県からの災害派遣要請に基づき，ヘリコプターなど航空機等による被災状況の把握，孤立化した集落における地域住民の救出・救助，安否確認等を実施するとともに，避難所等における炊飯支援や給水活動，物資の輸送等を実施する。

第２　救助・救急用装備，資器材の整備

１　装備・資器材等の整備

建物倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救急事象に対応するため，消防組合，消防団及び自主防災組織等において必要な救助用装備・資器材の整備を検討する。

関係機関	整備内容
消防署等	①　高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 ②　救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） ③　消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	①　救急救助用器具 エンジンカッター，ジャッキ，油圧切断機，救命胴衣，チェーンソー，発電機，災害対策用多機能型ノズル，自動体外式除細動器
自主防災組織	①　担架（毛布・枕を含む） ②　救急カバン ③　簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） ④　防災資機材倉庫等

２　救急・救助体制の整備

（１）救急救助体制の充実

災害時に同時多発する救急事象に対応するため，医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命・救助装備を拡充するなど，円滑な救急・救助体制の充実を推進する。

ア　救急・救助体制の充実

イ　初動医療体制の確立

ウ　医療支援体制の確立

エ　救急用装備・資機材等の充実

第７節　交通確保体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署】

【名　　瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・農林水産課・地域総務課】

風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を予め選定し，当該緊急交通路を重点に耐震性及び安全性を強化し，大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資する。

道路管理者は，災害が予想される箇所から優先的に緊急交通路をはじめとする道路の整備を行う。

第１　道路整備計画

１　交通施設整備計画

道路管理者は，災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

（１）土砂崩壊及び落石等の危険箇所については現況調査を行い，法面防護工等の設置を検討する。

（２）道路・橋梁等の被害を防止し，また被害の誘因となるものを排除するため，パトロールを強化し，道路の維持・補修に努める。

（３）災害時の避難，災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については，架替えや拡幅等を検討する。

（４）通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

（５）狭あいな生活道路については，民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。

（６）道路整備計画

ア　道路の新設・改良

道路の新設・改良にあたっては避難路・延焼遮断帯を考慮し，歩道整備及び街路樹のスペースを確保していく。

２　道路施設等の点検・整備

突発的な災害から道路機能を確保するため，次の改修・改良工事等を実施する。

（１）側溝等の機能が有効に発揮されるよう，土砂・塵芥等の滞留や破損状況について点検し，災害防止のための適切な措置を講じる。

（２）幅員の狭い道路や橋梁等について拡幅や架替え等の改良を検討する。

（３）電柱の無電柱化について事業導入に向けて調査・研究を進めていく。

第２　交通規制の実施責任

１　交通規制の実施責任者

区　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道及び県道） 市長 （市道）	（道路法第 46 条） １　道路の損壊，決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため，やむを得ないと認められる場合
港湾管理者	知事 市長	１（港湾法第 12 条第１項第４号の２） 水域施設（航路，泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規則 ２（港湾法第 12 条第１項第 10 号） 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し，貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

２　緊急通行車両の事前届出

（１）大規模災害時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し，選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性・安全性を強化し，大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資する。

選定される緊急交通路は優先的に道路整備を推進し，広域的輸送体制等を考慮し，県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

（２）緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ,確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

（３）交通ネットワークの整備

ア　骨格的な幹線道路の整備

イ　緊急輸送拠点及び緊急輸送路の確保

ウ　防災上の重要な道路改良の実施

エ　橋梁等の安全対策の実施

オ　災害時用臨時ヘリポートの整備

（４）輸送対策

ア　陸上輸送の整備

車両の活用，物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

イ　航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第３　交通規制の実施体制の整備

１　交通規制の実施体制の整備方針

区　分	整備方針
道路管理者	道路管理者は，道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報等に備え，速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
港湾管理者 及び海上 保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は，交通の禁止，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第４　法面崩壊等防止対策

１　法面崩壊等防止対策

（１）危険箇所の対策

市道の危険箇所については，防災点検調査に基づき，法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じて検討を推進する。

（２）関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに，実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

（３）危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し，危険箇所の状況を監視するとともに，法面中の浮石等，落石のおそれがある物の除去等を行う。

第５　交通途絶予想箇所

路線名	予想される事態	同左区域	同延長（m）	代替路線名
国道 58 号	崩土	龍郷町中勝	300	名瀬龍郷線，市道本茶線
国道 58 号	落石，崩土，冠水	住用町役勝	6,000	名瀬瀬戸内線
名瀬龍郷線	崩土	名瀬有良	3,000	国道 58 号
名瀬瀬戸内線	落石，崩土	名瀬根瀬部	1,000	〃
名瀬龍郷線	〃	名瀬大熊	500	〃
佐仁万屋赤木名線	〃	笠利町佐仁～用	2,600	佐仁赤木名線
〃	冠水	笠利町用～須野	3,900	〃
佐仁赤木名線	落石，崩土	笠利町佐仁～屋仁	2,000	佐仁万屋赤木名線
山間役勝線	〃	住用町山間	3,000	なし

第８節　輸送体制の整備

【関係機関：各関係機関】

【名　　瀬：土木課・商工政策課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・空港管理事務所・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

交通施設機能の停止により避難・被災者の救出に支障をきたすおそれがあり，緊急医療，物資輸送及び集積施設等の機能確保を迅速に行えるよう，輸送体制の支援・強化を推進する。

第１　災害を想定した輸送計画の確立

道路・港湾・漁港施設の損壊等による輸送対象の変化に迅速に対応できるよう，日頃から災害の種別，規模，地区及び輸送手段（車両・舟艇・ヘリコプター等）ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努める。

第２　輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資，資機材等を輸送する緊急輸送路又は輸送施設について，予め指定しておく。

第３　緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

１　災害に備えた道路啓開体制

県は，発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため，協議会等の設置等によって電力・通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して，予め道路啓開等の計画を作成するものとし，必要に応じて見直しを行うものとする。

また，道路管理者は，当該計画も踏まえて，建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう，「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき，道路啓開等に必要な人員及び資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

２　道路啓開路線の情報収集

道路管理者は，関係機関と連携するなど，啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

第９節　医療体制の整備

【関係機関：大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【名　　瀬：健康増進課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

医療体制については，関係機関と連携して応急的な診療機能を確保するため，各種機能の停止を想定した施設の整備，医薬品・医療資機材及び備蓄物資等の確保を迅速に行い，支援体制強化を推進する。

第１　拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については，応急的な診療機能を確保するため，ライフラインの機能停止に備え，貯水槽，自家発電装置等の整備，医薬品・医療資機材及び備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう，支援体制強化を推進する。

また，病院防災マニュアルを作成するなど，平素から整備しておくものとする。

第２　災害医療情報システムの整備

１　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため，医療機関と連携して広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備を検討推進する。

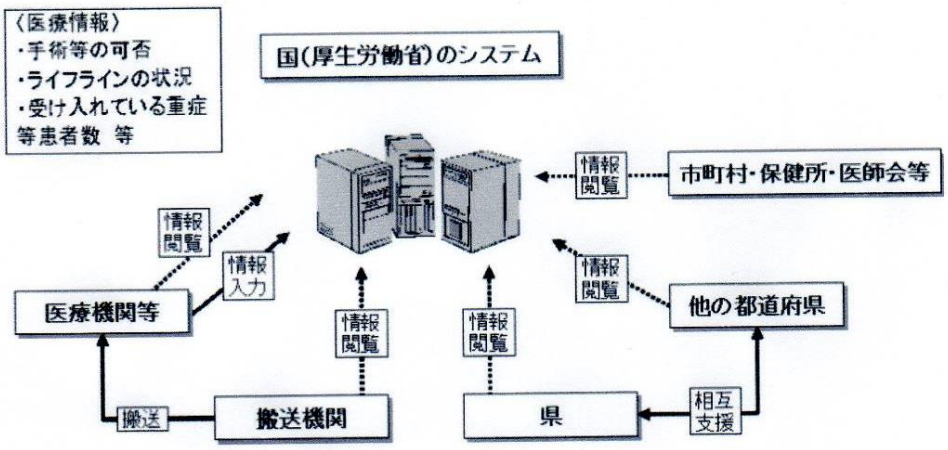

図　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の概要

２　後方搬送体制の整備

（１）市，県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について，市，県及び関係機関はそれぞれの役割分担を明確に定めておく。

（２）トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は，多数の負傷者が発生している災害現場において，救急活動を効率的に実施するために負傷者の傷病程度を選別し，救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため，傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について日頃から訓練し，習熟に努める。

第 10 節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・福祉政策課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

市及び県は，その他の災害応急対策事前措置体制について整備を計画的に推進する。

なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水及び生活必需品等の物資について，予め備蓄・調達体制等の整備に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第１　備蓄物資計画

１　備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧，飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか，次の段階的な備蓄を推進する。

（１）事業所及び住民等による備蓄

（２）流通在庫備蓄

（３）協定の締結による備蓄，調達

（４）応急対策従事者のための備蓄

２　事業所及び住民等による備蓄

事業所及び住民等は，災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し，概ね３日分に相当する量を目標として備える。また，これを広報紙や市のＨＰ等を通じて，住民の備蓄に対する役割として周知する。

３　流通在庫備蓄

（１）住家の被害やライフラインの寸断等により，食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう公的備蓄に努めるとともに，農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

（２）市内の商店及び小売業者等の協力を得て，物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより，食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに，対象品目及び具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお，高齢者及び乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

４　備蓄物資の運用

（１）応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう，平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時からの活用方法，無理・無駄のない運用を検討しておく。

（２）物資供給

被災世帯全てに一律的に物資を供給するのではなく,避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案のうえ，世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また，物資の配給は画一的なものだけでなく，高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第２　給水体制の整備

１　給水体制

災害時において被災者１人当たりの最低給水量は１日20ℓを目安とし，被災直後は生命維持のため１人当たり１日３ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう，給水車，ポリ容器又は応急給水用資機材等の整備を検討する。

（１）整備項目

ア　学校等のプール施設の活用

イ　ろ過器の配備

ウ　給水車，ポリ容器の配備

エ　応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄

オ　仮設給水所の開設

２　応急復旧体制の整備

（１）復旧に要する業者との協力

水道事業者は，水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために，復旧に要する業者（労務，機械及び資材等）との間において災害時における協力協定を締結し，応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

（２）緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び水道事業者は，医療機関や社会福祉施設等，早急に応急復旧の必要な施設等を予め把握し，緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

３　応急給水体制の整備

（１）給水能力の把握

水道事業者は，予め災害時の応急給水を考慮し，予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し，把握しておくものとする。

また，学校等のプール施設の活用についても検討するものとする。

（２）給水用資機材の整備

市及び水道事業者は，必要に応じ，給水車，給水タンク又はポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

（３）市及び水道事業者は，応急給水所を開設し，水道施設が復旧するまでの応急給水対策を行う。

（４）ミネラルウォーター製造業者等との協力

市及び水道事業者は，応急給水の方法として飲料水を確保するため，「災害時における飲料水の提供に関する協定書」に基づいて，管内のミネラルウォーター製造業者に協力を要請する。

４　応急対策資料の整備

水道事業者は，応急復旧・応急給水等の活動を迅速かつ的確に行うために，水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

５　広域応援体制の整備

市及び水道事業者は，日頃から水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について，近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

６　風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は，風水害時における応急給水・応急復旧等の応急対策を迅速かつ的確に実施するため，各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第３　生活必需品の供給体制の整備

１　生活必需品備蓄計画の策定

必要とされる生活必需品の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

２　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，市及び県は，大手スーパー，生活協同組合，百貨店又はコンビニエンス・ストアー等，流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし，関係業者等の把握に努める。

第４　感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿，ごみ処理対策の事前措置

１　感染症予防対策

（１）感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

（２）感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため，市における各種作業実施の組織編成について，以下のとおり予め編成計画を作成しておく。

ア　市の感染症予防班の編成

市は感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合，食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので，状況により食品衛生協会の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

３　生活衛生対策

（１）営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握及び被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

（２）業者団体との連携の強化

大災害の場合，環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので，状況により生活衛生営業指導センター又は生活衛生同業組合等の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

４　仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果（平成 24～25 年度）や県災害廃棄物処理計画，市災害廃棄物処理計画等を踏まえて，必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画の策定に努める。

５　清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

６　広域応援体制の整備

市，県及び下水道事業管理者は，日頃から，し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について相互応援体制の整備に努める。

７　ごみ処理対策

（１）市は国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ，県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら，災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針，一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制及び周辺の市町村等との連携・協力の在り方等について，市災害廃棄物処理計画を策定して具体的に示すものとする。

（２）国，県及び市は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立に努める。

第５　住宅の確保対策の事前措置

１　住宅の供給体制の整備

大規模災害時には，建物が全壊するなどの被害により，多数の応急住宅の需要が予想されるため，市は県との連携のもと，住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

（１）県は，（一社）鹿児島県建築協会等との協定などにより，被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。

（２）市及び県は，災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう，県営又は市営の公共住宅の空き状況を速やかに把握できる体制を整える。

（３）県は，災害により住家を失った人に対し，（一社）プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定などによる応急仮設住宅の提供や，（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報を提供することにより，迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。

（４）応急仮設住宅等への入居基準等について予め定めておく。
（５）市及び県は，国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達ができるよう，入手手続き等を整えておくものとする。

２　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は，速やかに用地確保ができるよう，応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお，候補地の選定にあたっては，がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について十分留意する必要がある。

また，市は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第６　文化財や文教施設に関する事前措置

１　文化財に関する事前措置

（１）消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は，以下のとおり消火施設の整備に努める。

ア　全ての指定建造物には，その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水，バケツ及び水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は，その面積を 50 ㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は，その消火の対象に適した器種を選択する。

イ　その他，屋内消火栓，屋外消火栓，放水銃又はスプリンクラー等を設置し，これらの設置については常に整備を入念に行い，担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ　その他の設備としては，今後，消火進入道路，防火塀，防火帯又は防火壁等の整備を図る。

（２）防災訓練

文化財の所有者又は管理者は，文化財防火デー等に防災訓練等を実施するものとする

２　文教施設に関する事前措置

（１）市は，博物館，美術館及び歴史民俗資料館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする

（２）博物館，美術館及び歴史民俗資料館等の所有者又は管理者は，定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第７　総合防災力の強化に関する対策

１　消防施設・設備の整備計画

（１）整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して，次の方針で消防施設・設備の整備を図る。

ア　消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化

イ　中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備

ウ　所要基準に適合した消防水利の整備

（２）整備・点検計画

ア　消防団員の確保のため，魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し，団員の補充を推進する。

イ　消防施設については年次計画により整備・買替えを行っていくとともに，機械等の近代化・軽量化を図る。

ウ　「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」等に基づき，増強・更新を年次計画により整備していく。そのため，消火栓については水道管埋設時に随時設置するとともに，耐震性防火水槽の整備を推進する。

エ　毎年定期的に資器材の点検・整備を行い，不良品の交換や不足品の補充等を行う。

オ　資器材の不足する場合を予想して，予め調達方法や調達場所を検討しておく。

カ　消防防災体制を充実し，消防署の機能強化を図る。

キ　消防センター又は防災センター等の建設を検討する。

２　防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには，平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方，災害の発生時において住民が避難し，防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため，平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能及び災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして，自治会・町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を，小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに，県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても引き続き検討していく。

第８　臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動，緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため，ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

１　臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は，佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，奄美空港，笠利中学校，赤木名中学校，大島北高校及び太陽が丘総合運動公園とする。

２　危険防止上の留意事項

（１）ヘリコプターの離着陸は風圧等による危険を伴うため，警戒員を配置し，関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

（２）着陸帯及びその周辺には飛散物等を放置しない。

（３）塵の発生が著しい場所では散水等の事前措置を講ずる。

（４）ヘリコプターを中心として半径20m以内は火気厳禁とする。

３　ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち，現状の把握に努めるとともに，常に使用できるよう留意する。

（１）臨時ヘリポートの標示

ア　市災害対策本部での広報の一本化を行い，混乱を防ぐ。

イ　石灰等を用い，接地帯の中央に直径５m程度の円を書き，中にHの文字を標示する。

ウ　旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

４　県への報告

新たにヘリポートを選定した場合は本計画に定めるとともに，県に次の事項を報告する。また，報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

（１）ヘリポート番号

（２）所在地及び名称

（３）施設等の管理者及び電話番号

（４）発着場面積

（５）付近の障害物等の状況

（６）離着陸可能な機種

５　消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため，県が実施する市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練への参画，ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備・充実並びに警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

６　災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ，多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し，航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において，災害時のヘリコプターの利用について予め協議しておくものとする。

第９　災害用装備資器材等の整備

１　装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため災害用装備資器材等を予め整備し，随時点検を行い，保管に万全を期する。

２　点検・調達計画

（１）点検整備

ア　災害を未然に防ぐため，各防災無線局の施設及び各機器の機能について梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ　長期にわたる停電に際し，自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え，非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

（２）資器材等の調達

防災関係機関は，災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため，調達先の確認等の措置を講じておく。

第 11 節　複合災害対策体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

第１　市及び県等の複合災害対策

市及び県等は，災害対応に当たる要員・資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多く動員することで後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに考慮した要員・資機材の投入判断を行うことや，外部からの支援を早期に要請することなど，複合災害発生時の対応を予め定めるよう努める。

第２　複合災害を想定した訓練

市及び県等は様々な複合災害を想定し，要員の参集及び合同の災害対策本部の起上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第３章　住民の防災意識の啓発及び活動の整備

風水害等の災害に際して効果的な防災対策を行うためには,平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発及び防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化及び要配慮者対策等を推進し,住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では，このような住民の防災活動の促進についての対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】

【名　　瀬：教育委員会・総務課】

【住　　用：地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：地域教育課・地域総務課】

風水害等の災害に際して的確な行動が取れるよう,住民及び防災関係職員に対して災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任に当たる各機関は，それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに，教育機関及び民間団体等との密接な連携のもと，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実施研修の開催等により防災教育を実施する。

また，市及び県は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

なお，防災知識の普及・啓発にあたっては，その内容が性別による固定的な役割に捉われることのないよう留意する。

第１　防災知識普及計画

１　住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等においては各種媒体を利用して行うほか，労働安全，交通安全等又は災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い，住民の防災意識を高め，防災知識の普及を図る。

（１）防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は，以下に示す各種媒体を活用して行う。

ア　広報紙，印刷物（チラシ，ポスター等）

イ　新聞

ウ　地域コミュニティＦＭ等

エ　講習会，パネル展示会等の開催

（２）防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は，概ね以下のとおりである。なお，普及に際しては，高齢者，障害者，外国人，乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や，被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア　住民等の責務

(ｱ)自ら災害に備えるための手段を講じること

(ｲ)自発的に防災活動に参加すること

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

(ｱ)家庭での予防・安全対策

①災害に備えた「最低３日，推奨１週間」分の食糧，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄

②非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ及び乾電池等）の準備

③緊急的な避難スペースや充電手段の確保のための自動車へのこまめな給油

④負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

⑤飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

⑥保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ｲ)　出火防止及び初期消火等の心得

(ｳ)　家屋内，路上又は自動車運転中など，様々な条件下で災害が発生した時に取るべき行動

(ｴ)　気象警報や避難指示等の発表･発令時に取るべき行動及び緊急避難場所や避難所での行動

(ｵ)　災害時の家族内の連絡体制に関する事前確認

(ｶ)　災害危険箇所の周知

(ｷ)　避難路，緊急避難場所等及び避難方法の確認

(ｸ)　負傷者又は要配慮者等の救助の心構えと準備

(ｹ)　船舶等の避難措置

(ｺ)　農作物の災害予防事前措置

(ｻ)　その他

エ　災害応急措置

(ｱ)　災害対策の組織編成及び分掌事務

(ｲ)　災害調査及び報告の要領，連絡方法

(ｳ)　防疫の心得及び消毒方法・清潔方法等の要領

(ｴ)　災害時の心得

①　災害情報の聴取及び聴取方法

②　停電時の照明

③　非常食糧，身廻り品等の整備及び貴重品の始末

④　屋根及び雨戸の補強

⑤　排水溝の整備

⑥　初期消火・出火防止の徹底

⑦　避難の方法，避難路及び緊急避難場所等の確認

⑧　高齢者等の要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(ｵ)　その他

オ　災害復旧措置

カ　被災地支援

キ　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

（３）防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお，「防災週間」，「防災とボランティアの日」及び「津波防災の日」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中・義務教育学校及び高等学校における防災教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜，訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。

市は，学校において福岡管区気象台名瀬測候所や鹿児島大学地域防災教育研究センター等の専門家や保護者等の協力のもと，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

また，青少年，婦人，高齢者，障害者及びボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中でそれぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，台風・豪雨等の気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難又は救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

３　災害教訓の伝承

市及び県は，過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するため，調査分析結果や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。

また，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や各種資料の収集・保存等により住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第２　防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は，日頃より各職員に対して防災対策の責務・役割を徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，災害時において，市及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，日頃から各自において，家屋の家具の固定や補強，飲料水，食糧，医薬品及び非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに，様々な防災知識の習得に心掛けるなど，自己啓発に努めるものとする。

第２節　防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

災害時において災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため，災害応急対策の実施責任を有する機関はそれぞれ目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

１　防災訓練の目標・内容の設定

（１）防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，県・市・防災関係機関及び住民等の参加者が，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

（２）訓練の内容

防災訓練の内容には以下の内容が考えられる。

ア　動員訓練，非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　消防訓練
エ　救出訓練
オ　避難訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　医療・救護訓練
ク　輸送訓練
ケ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

（１）訓練の時期

訓練の種類・内容により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

（２）訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。

（３）訓練時の交通規制

市は，県公安委員会に対して，防災訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは，必要な限度において，区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するよう要請する。

３　訓練の方法

訓練実施各機関は，単独又は他の機関と共同して，以下に掲げる訓練を最も効果のある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては，訓練の目的を具体的に設定したうえで，大規模災害等の被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，市，消防，自衛隊及び第十管区海上保安部等の防災関係機関と協力する。

また，学校，水防協力団体，自主防災組織，民間企業，ＮＰＯ法人，ボランティア団体及び地域住民等の地域における多様な主体と連携し，高齢者，障害者，外国人，乳幼児及び妊産婦等の

要配慮者の支援体制の確立や，被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫するとともに，災害対応業務の習熟や課題発見のための訓練となるよう努める。

（1）市が行う訓練

ア　市の総合防災訓練

市は，市域の各防災関係機関と十分に連携を取り，総合的な防災訓練を実施する。

イ　消防訓練

市及び消防関係機関は，消防に関する訓練を単独で実施するほか，必要に応じ，隣接町村等と合同で実施する。

ウ　非常通信訓練

市は，県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市は，急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に，防災関係機関と協力して土石流や崖崩れ等の土砂災害に対する避難訓練を実施するよう努める。

（２）その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は，それぞれの防災業務計画等に基づき，防災訓練を実施する。

（3）事業所等が行う訓練

学校，病院，社会福祉施設，工場，工事事業所，作業場及び百貨店等の管理者は，市及び消防機関その他関係機関と協力して，入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

（4）広域防災訓練

市及び県は，広域応援協定をより実効性のあるものとし，災害時応援協定の内容が的確に実行でき，かつ，協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために広域防災訓練を実施する。

4　訓練結果の評価・総括

（1）訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は課題等実施結果を記録し，訓練成果を取りまとめ，訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに，次回の訓練に反映させるよう努める。

（2）訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は，実施結果を訓練実施の日から 20 日以内に防災会議会長に報告する。

第３節　自主防災組織の育成・強化

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

大規模災害発生時は多くの人々が近隣の住民を救助・救出し，また被災者の情報提供等を行うなど，防災・減災において隣保協同の精神と連帯感に基づく地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が重要となる。

このため，災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や，災害発生初期等における情報連絡，避難誘導，救出・救護及び初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の育成・強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに，多数の者が出入りし，若しくは利用する施設又は危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し，大規模な災害・事故等に備えるものとする。

第１　自主防災組織の育成・強化

１　自主防災組織の育成・強化体制の確立

（１）自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには，自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため，災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や，災害発生初期等における情報連絡，避難誘導，救出・救護及び初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の育成・強化を図る。

（２）自主防災組織の整備

自主防災組織の整備について消防本部等と連携を図りながら，その組織化を促進するとともに，自主防災組織の育成・強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

２　自主防災組織の組織化の促進

（１）自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については，特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア　急傾斜地崩壊危険箇所等のがけ崩れによる災害が見込まれる地区

イ　土石流発生危険渓流のある地区

ウ　山地崩壊危険区域のある地区

エ　家屋密集等の消防活動困難地区

オ　地盤振動・液状化危険のある地区

カ　津波危険のある地区

キ　工場等の隣接地区

ク　高齢化の進んでいる過疎地区

ケ　その他危険区域

（２）自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については，自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであ

ることから，次の事項に留意するものとする。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること

（３）自主防災組織の組織づくり

町内会・自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし，次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア　町内会・自治会等の既存の自治組織に，その活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　町内会・自治会の役員等，自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い，組織の育成・強化を図る。

ウ　何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実・強化を図り，自主防災組織を育成する。

エ　青年団，女性団体又はＰＴＡ等の地域で活動している組織を活用し，自主防災組織として育成する。

オ　先進的な防災活動を行っている事例を推挙し，自主防災組織の必要性を再認識する講習等を実施し，自主防災組織の育成を図る。

３　自主防災組織の活動の推進

（１）自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は地域の規模又は態様によりその内容が異なるが，それぞれの組織において規約及び地区防災計画（活動計画）を定める。

（２）自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は，地域の実情に応じた地区防災計画（活動計画）に基づき，平常時の活動においても，また災害発生時においても効果的な防災活動ができるよう努める。（地区防災計画策定地区は，資料編参照）

ア　平常時の活動

(ｱ)　防災に関する知識の普及

(ｲ)　防災訓練（避難訓練・消火訓練等）の実施

(ｳ)　情報の収集伝達体制の確立

(ｴ)　火気使用設備器具等の点検

(ｵ)　２～３日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等

(ｶ)　斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

(ｱ)　地域内の被害状況等の情報収集

(ｲ)　住民に対する避難指示等の伝達及び確認

(ｳ)　責任者による避難誘導

(ｴ)　救出・救護の実施及び協力

(ｵ)　出火防止及び初期消火

(ｶ)　炊出しや救援物資の配布に対する協力等

第２　防災リーダー等の育成・強化

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年３月に発生した東日本大震災では，若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地で見られたが，地域の防災活動の担い手として，これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後，地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため，多様な世代が参加できるような環境の整備等により自主防災組織等が日常的に活動し，また，訓練を行うよう実施を促し，地域防災活動への参画を促進するとともに，研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう，積極的に創意・工夫していく。

なお，男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第３　事業所の自主防災体制の強化

１　工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

（１）自衛消防隊等の設置の目的

旅館，学校，病院又は社会福祉施設等の多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造又は保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊等を設置する。

（２）自衛消防隊等の設置対象施設

ア　中高層建築物，劇場，百貨店，旅館，学校，病院又は社会福祉施設等の多数の者が出入りし，又は利用する施設

イ　石油類，高圧ガス，火薬類若しくは毒劇物等を貯蔵し，又は取り扱う製造所，貯蔵所若しくは取扱所

ウ　多数の従業員が所属する事業所等で，自衛消防隊等を設置して防災に当たることが効果的である施設

エ　雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり，共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

（３）自衛消防組織等の設置要領

学校，病院，百貨店又は社会福祉施設等の多数の者が出入りする防火対象物の管理権限を有する者は，防火管理者等を適正に選任するとともに，自衛消防組織を置き，消防計画の作成，当該消防計画に基づく消火及び通報及び避難訓練の実施等，防火管理上の必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は，自衛消防組織の設置・活動等についてその実態に応じて適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については周辺に及ぼす影響が大きいことから，施設管理者に事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

２　自衛消防隊等の活動の推進

（１）自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自衛消防隊等の活動の推進

ア　平常時

(ｱ)　防災訓練

(ｲ)　施設及び整備等の点検整備

(ｳ)　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

(ｱ)　情報の収集伝達

(ｲ)　出火防止及び初期消火

(ｳ)　避難誘導・救出救護

第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【関係機関：大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して防災訓練の実施，物資等の備蓄及び高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として奄美市防災会議に提案するなど，市と連携して防災活動を行う。

市は，市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から，奄美市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け，必要があると認めるときはこれを定める。

第５節　防災ボランティアの育成

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・大島郡医師会
・大島郡歯科医師会・大島地区消防組合消防本部】
【名　　瀬：企画調整課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・総務課】
【住　　用：市民福祉課・地域総務課】
【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

風水害等の大規模災害時においては，個人のほか，専門的なボランティア等の組織が消火及び救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに，被災者個人の生活の維持・再建を支援することが発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため，大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう，平常時から，個人又は地域や事業所の自主防災組織のほか，幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

１　市及び関係機関等における連携体制の整備

市及び関係機関等においては，平常時から，地域団体やＮＰＯ法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに，当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め，それらの団体等の活動実態を把握しておき，災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

１　市における環境整備

（１）防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は，住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに，防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

（２）防災ボランティア登録・把握

市は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，平常時から，奄美市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り，大規模災害が発生した場合，被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録・把握に努めるとともに，県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

（３）大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

災害時のボランティアの活動拠点は奄美市災害救援ボランティアセンターとする。

市は，大規模災害に備えた避難所を指定する際に，災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに，防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，活動上の安全確保及び被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

（４）消防本部による環境整備

消防本部は，消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう，日頃から研修への協力等を行うとともに，連携，再研修及び合同訓練等に努めるものとする。

２　ボランティアとの連携等

市及び関係機関等においては，平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め，それらの団体等の活動実態を把握しておき，災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

３　ボランティアの受入れ及び支援体制

（１）ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々な二一ズの把握に努め，日本赤十字社，社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに，報道機関を通じて，求められるボランティア活動の内容，必要人員及び活動拠点等について情報提供を行う。

（２）被災地におけるボランティア支援体制の確立

奄美市社会福祉協議会は，災害が発生した場合，速やかに現地本部を設置し，行政機関等の関係団体との連携を密にしながら，ボランティアによる支援体制の確立に努める。

（３）現地本部における対応

奄美市社会福祉協議会は，市と連携のうえ，ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し，被災者二一ズの把握，具体的活動内容の指示及び活動に必要な物資の提供を行う。

４　ボランティアの受付，登録及び派遣

市への直接のボランティア活動の問合わせに対しては，市民環境対策部市民協働推進班が総合窓口となり受付を行い，奄美市災害救援ボランティアセンターに引き継ぐこととする。

その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては保険について紹介するとともに，加入が義務付けられている旨を指導する。

ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活　動　内　容　等	ボランティア関係協力団体 （登録・教育・訓練等を行う）	担当課
（1）専門分野のボランティア			
通　　信	通信及び情報連絡	アマチュア無線クラブ	総務課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	奄美市社会福祉協議会	市民協働推進課 市民福祉課 笠利地域総務課
医　　療	人命救助,看護又はメンタルヘルス等のボランティアの調整	大島郡医師会 大島郡歯科医師会 日本赤十字社	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
介　　護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	奄美市社会福祉協議会	高齢者福祉課 市民福祉課 いきいき健康課
通　　訳	外国語通訳,翻訳及び情報提供	ボランティア通訳	企画調整課
（2）一般分野のボランティア			
生活支援等	物資の仕分け,配送又は食糧の配給等	奄美市社会福祉協議会	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
	清掃		環境対策課 市民福祉課 笠利市民課
	被服又は寝具その他生活必需品の配給等		福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

第６節　企業防災の促進

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に，食料，飲料水又は生活必需品を提供する事業者や医療機関等の災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため，市は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は，企業を地域コミュニティの一員として捉え，地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うなど，企業の防災力向上の促進に努める。

第７節　要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名　　瀬：市民課・福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

高齢者や乳幼児，傷病者，心身に障害を持つ者，外国人又は観光客・旅行者等は，災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから要配慮者と言われている。今後とも，高齢化や国際化の進展に伴って要配慮者が増加することが予想されるため，市，県及び防災関係機関は，平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

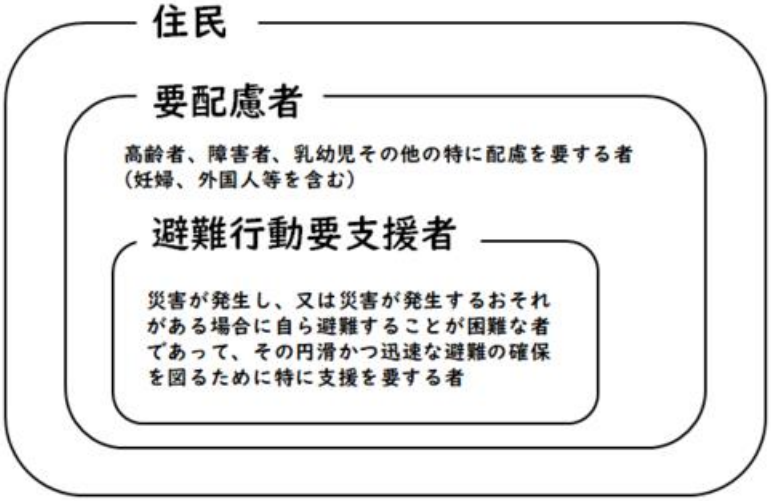

図．「要配慮者」と「避難行動要支援者」の概念図

第１　地域における要配慮者等対策

１　要配慮者の実態把握

市は，市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的に沿って抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

要配慮者については「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づき，自主防災組織や自治会ごとに掌握しておくものとする。

なお，掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合には，プライバシーに十分留意する。

２　避難行動要支援者対策

（１）避難行動要支援者名簿の作成

市は，奄美市地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと，平常時より，特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者に係る情報を把握し，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

保健所は，災害対策基本法及び地域保健法に基づき，市の求めに応じて指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等について，避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報提供を行うとともに，個別避難計画の策定に必要な情報提供を行う。

また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況及び避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに，庁舎の被

災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

（２）避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認

市は，奄美市地域防災計画において避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定める。

また，安全が確認された後，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために，移送先及び移送方法等について予め運送事業者等の協力を得ながら定めるよう努める。

市は，避難支援等に携わる関係者として奄美市地域防災計画に定めた消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得ることにより，又は市条例の定めにより，予め避難行動要支援者名簿を提供するとともに，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備又は避難訓練の実施等を一層図る。その際，名簿情報の漏えい防止等の必要な措置を講じる。

なお，災害発生時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，迅速な避難支援や安否確認等が行われるよう努める。

３　支援体制の整備

（１）緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動が取れるよう，地域の要配慮者の実態に合わせ，家族はもちろん，地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等，「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づいた緊急連絡体制の充実・強化に努める。

（２）支援体制の整備

ア　「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づき，一人暮らしの高齢者及び寝たきり老人等の要配慮者の現状を把握し，自主防災組織や事業所の防災組織等の整備・指導を通じ，災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達，救助等の体制づくりを促進する。

イ　要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し，危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ　在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して，災害時の要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し，平常時から災害対応能力の向上を目指す。

４　防災設備・物資・資機材等の整備

（１）施設設備の整備

ア　災害時に備え，要配慮者の台帳や位置図等の整備により，地域における要配慮者の把握に努める。

イ　一人暮らしの高齢者や寝たきり老人等の安全を確保するため，緊急通報システム等の整備を進める。また，在宅者の安全性を高めるため，自動消火設備等の設置等を検討する。

（２）物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧･飲料水等については，住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう，事前の備えについての啓発を推進しておくとともに，高齢者，乳幼児及び傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう，毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

５　在宅高齢者及び障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し，被害にできる限り遭わないために，要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては，必ず要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また，ホームヘルパーや民生委員等，高齢者又は障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し，家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

６　観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が，災害時に迅速・的確な行動が取れるよう，港及び空港等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

７　外国人対策

外国人に対しては，住民登録の際等にハザードマップ（Ｗｅｂ版）へのアクセスが記載されている資料の配布など，十分説明等を行うとともに，避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化に努める。

また，被災地に生活基盤を持ち，避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と，早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は，行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ，それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や，円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

１　防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者施設の管理者は，施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また，電気・水道等の供給停止に備え，施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧，飲料水，介護用品及び医薬品類等の備蓄を行うとともに，当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資器材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

２　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は，災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう予め防災組織を整え，施設職員の任務の分担，動員計画及び緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また，日頃から市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の協力体制づくりに努める。

なお，奄美市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については，施設利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第 15 条の３，土砂災害防止法第８条の２）

３　緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は，災害に備えて消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに，災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また，災害時には，複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

４　防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は，施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動が取れるよう定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造又は入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し，また，各種災害対応マニュアルの作成に努める。

５　具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は，介護保険法関係法令等に基づき，自然災害からの避難を含む上記１から４の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

６　県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市は，要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努めるものとする。